

## 平成29年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成29年9月8日（第4日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

### 1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

### 2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美
白石創生推進専門監	久原雅紀	主任指導主事	石橋佳樹

### 4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	峯茂子

### 5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

7番	溝口誠	8番	大串武次
----	-----	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

9. 溝口 誠議員

1. 災害対策のための体制整備について
2. ヘルプマークの導入について

10. 西山清則議員

1. 人口減少に対する取り組みについて
2. 厳しい社会を生き抜くための教育について

11. 溝上良夫議員

1. 7月5日、6日の集中豪雨による水害の検証について
2. 町職員の配置と教育について

12. 中村秀子議員

1. 障害者の支援について
2. 高齢者福祉について
3. 特別支援教育について

---

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をおとりください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝口誠議員、大串武次議員の兩名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。順次発言を許します。溝口誠議員。

### ○溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

まず最初に、災害対策のための体制整備について伺います。

風水害、台風における防災計画の現状と課題について伺います。

### ○松尾裕哉総務課長

本町の地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、国、県の各行政機関の代表の方、それから警察、町議会の代表、町内の公共的団体の代表及び町職員などから構成をしております白石町防災会議に諮り、作成するものでございまして、白石町の地域に係る災害に関する防災、減災のために処置すべき業務を具体的に定めた計画でございます。

この計画は、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としておりまして、災害に関する諸情勢に変化が生じた場合には、この計画に反映させる必要があることや、最新の関係法令や国の防災基本計画、それから佐賀県の地域防災計画に対応することも必要でございまして、毎年6月に防災会議を行い、改定を行っているところでございます。

議員おっしゃいます台風等の風水害対策につきましては、白石町地域防災計画の第2編で記述しておりまして、風水害に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧復興計画を定めております。

本町は、これまでの歴史を振り返ってみましても、台風の常襲地でありまして、高潮や波浪による侵食や浸水が発生をしております。今後もこのようなたび重なる台風災害の教訓を踏まえた計画の見直しを行うとともに、全国で頻発しております水害や土砂災害の現状も反映をさせながら、現実的で実効性の高い計画となるよう、今後も改定を重ねていく所存でございます。

以上でございます。

### ○溝口 誠議員

毎年防災訓練をなされておりますけれども、本年度の防災訓練の実施予定されましたら、その状況を伺います。

### ○松尾裕哉総務課長

町主催の防災訓練につきましては、年1回、小学校区ごとに開催をしております。今年度は北明校区での開催を予定をいたしております。昨年の六角校区における避難訓練では、区や公民館の自治会から訓練の参加者を募りまして、白石警察署、それから地元消防団と連携を図りながら、六角川氾濫想定に寄ります災害対策本部設置訓練を実施をいたしました。避難訓練の内容といたしましては、具体的には、避難行動要支援者の避難サポートも含めた地域住民参加型の避難訓練や、災害時に有効なハイゼックス米の炊き出し訓練、佐賀中央气象台による講話を行ったところ、延べ250名を超える参加者となり、関心の高さを伺わせたところでございます。

また、町内の自主防災組織の中には、毎年防災訓練や炊き出し訓練を行っている組織もありますが、町内全体から見ますと、訓練参加者も少数で開催も少ないことから、今後町としましても、自治会や自主防災組織と個別に協議を行いながら、防災訓練実施の働きかけをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○溝口 誠議員

特に、災害時におきましては、町民の皆様への緊急への連絡体制が最も大事になってまいります。そういうことで、今まで災害、あと火災等で町民の皆さんに知らせる緊急放送端末機、この設置を要望されてました。今まで、屋外のスピーカーが聞こえにくいとございまして、非常に町民の皆様がそういう情報が伝わらないということで多々ありまして、行政のほうも長年検討されまして、今回防災無線システムということで緊急端末放送、各戸設置工事もされております。その進捗状況と、そして設置をされた後の運用の状況について伺いたいと思います。

#### ○松尾裕哉総務課長

まず、緊急放送端末機の設置状況でございますが、この設置につきましては、白石町緊急告知端末機設置事業によりまして行っております。各世帯や事業所等への緊急放送端末戸別受信器の設置状況につきましては、平成29年8月30日時点でございますが、3,285基の設置が完了をいたしております、89.5%の進捗状況でございます。現在、一般世帯につきましては、ほぼ設置が完了してきておりまして、今後は事業所や病院、福祉施設、そのほか自治公民館などへの設置を進めまして、10月中旬には全ての設置工事が完了する予定でございます。この緊急放送端末戸別受信器につきましては、いろいろな災害等発生した場合等につきまして、この放送機を使いまして有効な情報の手段とさせていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○溝口 誠議員

この端末放送機でありますけれども、実はきのう、今北朝鮮のミサイル発射ということで緊急事態ということで全国的にはJ-ALERTの放送が前回されまして、それによりまして各市町村によりましてはJ-ALERTの機能しなかったと、放送ができなかったという事態がありまして、実はきのうそういうことで当白石町でも夕刻J-ALERTの試験放送がございまして、その中で外のスピーカーは鳴りましたが、私も屋内の端末の放送機が鳴るのかなと思ってボリュームを上げました。ところが、全然室内の放送はあっておりませんでした。せっかく端末放送が設置をされましたけれども、いざ使うときになったら、このように使えなかったという状況でございました。そこら辺、ちょっとお話をさせていただきたいなと思います。

#### ○松尾裕哉総務課長

まず、先ほど議員おっしゃいましたとおり、昨日J-ALERTの試験放送をいた

しましたが、不具合が生じまして、町民の皆様方に大変御心配と御迷惑をおかけしたことをまずおわびを申し上げます。

昨日の状況を申し上げますと、今議員おっしゃいましたとおり、昨今北朝鮮の情勢等で危険度が増しているというようなこともございます。また、日ごろから国からJ-A L E R Tの放送については万全を期すようにという指導もあってございましたので、実際放送を使ってJ-A L E R Tの試験点検を行ったところでございます。そこで、時間としては16時50分ごろに放送いたしました。その試験放送につきまして、屋外スピーカーからは放送が流れたということでございますが、戸別の今回設置をしております戸別受信器からはテスト放送ができなかったという状況でございます。原因といたしまして、その後点検、検証作業を行いました。そこで、原因といたしまして、音声信号の出力自体は出されておりましたが、その信号が戸別受信器との連携を行います外部の接続機能まで届いていなかったということが判明をいたしております。それで、その後に信号の通導試験というのがございますが、それをした結果、戸別受信器からも放送ができるような状態に今なっているところでございます。検証作業が済み次第、できれば本日中にでも再度J-A L E R Tの試験の放送をさせていただきたいということで、今現在対応を進めているところでございます。

今後とも有事の際に不具合が生じないように、確認作業に勤めていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○溝口 誠議員

緊急放送端末機の設置、そしてまた携帯電話による防災のメール、多重にわたって町民の皆様方に災害時に伝達する手段ができ上がっております。でき上がりましたけれども、それが機能しなければ何の意味もございません。せっかくすばらしいシステムができ上がりましたので、どうか運用面におきましては、しっかりそごがないようにひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

そして、次の地域防災計画の見直し、平成30年総合型ハザードマップデータベース、これは浸水の想定、津波、そして高潮、土砂、ため池、今までハザードマップできておりますけれども、統合型のハザードマップを作成するという作業を今年度中に行うということでございます。その進捗状況について伺います。

#### ○松尾裕哉総務課長

ハザードマップにつきましては、現在氾濫関係、土砂災害関係で作成をしておるところでございますが、そういう体制、改めるところがございましたら、それを検証しながら、再度調整を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○溝口 誠議員

特に、ハザードマップの検証をするということですが、具体的にどういうところを白石町としてしていくのか、そこまでお願いいたします。

### ○松尾裕哉総務課長

今回の7月の豪雨によりまして、土砂災害地域の避難情報等も出したところがございますので、そういう危険箇所を例えば六角川、塩田川、そういう氾濫地域がないかとか、そういうことを十分に検証いたしまして、土砂災害地帯も含めたハザードマップの充実をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

### ○溝口 誠議員

今までの検証をされておりますけども、細部にわたって今回見直しがございますので、ひとつよろしく願いをしていただきたいと思います。

2点目でございますけども、事前防災行動計画、高潮タイムラインについて伺いたいと思います。

まず、タイムラインというのはどういうことかということをお話をしたいと思います。

災害発生前の前兆段階からいつ誰が何をするのか、あらかじめ時系列で整理し、人的被害を最小化するために用いられるものでございます。これは、アメリカ発祥の防災行動計画でございます。実は、2012年10月にハリケーン、サンディがアメリカ西海岸を襲った際には、ニュージャージー州の沿岸部で高潮による4,000世帯が被災したものの、タイムラインに基づいた行動をとったことで全く犠牲者は出ず、その効果が実証されてるということで、タイムラインということでございます。

そういうことで、このタイムラインに対して当町としても計画はされているでしょうか、どうでしょうか。

### ○松尾裕哉総務課長

本町のタイムラインにつきましては、平成27年度から防災学識者、国土交通省職員、六角川流域の市町防災担当者、民間事業者等により構成されました六角川流域事前防災行動計画検討会で、各関係機関の連携行動の確認を行いまして、また各方面からの助言をいただきながら、作成に取り組んでまいりました。

庁内におきましても、災害時対応項目の時系列の整理、具体的な行動内容の明確化、連携確認を行うために佐賀气象台、武雄河川事務所、防災コンサルタントを招き、町職員延べ100名が参加をいたしまして、2回にわたるワークショップを重ね、タイムラインの作成を行ったところでございます。

六角川流域内におきましては、本町はモデル的に先駆けてタイムラインの作成に取り組んでおりまして、現在ではタイムラインの構築のノウハウが共有され、流域全体にタイムラインの作成が展開をされているところでございます。

内容につきましては、佐賀平野大規模浸水危機管理計画の高潮被害想定シナリオに基づきまして、台風接近時の高潮の発生を想定をしております、これに対する災害対応項目を時系列で整理をし、具体的なタイミングや役割分担を整理しており、これまでの取り組みや計画を補完することができることで有効な災害対応を講じること

ができることとなっております。

また、昨年の台風12号、16号襲来時におきまして、タイムラインを発動いたしまして活用してまいりましたが、災害対応時に気づく点も多いことをごさいましたので、災害対応直後には災害対応時との照合作業や細かい行動細目のチェックや判断時期、時系列のずれ等の事後検証作業を各対策で実施し、タイムラインのリニューアルを行っているところでございます。

以上でございます。

## ○溝口 誠議員

このタイムラインですけれども、実は大阪府の貝塚市で事前防災行動計画を策定されておりまして、ここのことをちょっとお話をさせていただきたいと思っております。これは、二色浜という住宅地区で実施をされてます。地域でですね。この防災行動計画のレベルをゼロから5に分けて、段階を分けてあります。ゼロから5の6段階に分けて、レベルごとに誰がどういった行動をするかを明示している。具体的には、平常時をレベルゼロ、何もないとき、ゼロとし、台風が発生し、3日後の予報円に入るとレベル1にする。そして、台風上陸の2日前になればレベル2に入り、自主防災会議による防災本部の設置や住民への注意喚起が始まる。これが1日前になると、レベル3になる。そして、今度は住民の避難準備と高齢者などの避難開始が発令され、台風が最接近数時間前にはレベル4と引き上げられる。そのときには、地区の全員が避難を開始する。台風が最接近するとレベル5になるという、こういう段階を6段階に分けて行動計画をされております。その中で、住民の1つが意思決定班をつくると。2が安否確認班、班をつくるそうです、その地域で。それから、3つ目が情報班、4つ目が救出救護、消火班、それから5つ目が避難誘導班、6番目が給食、給水班、いずれかにその班に属して、班ごとに決められたタイムラインによって共助の行動をとるということをびしっと決めてあるということでございます。そして、今度は自助、自助も自分自身の身を守る上で自分自身のタイムラインも自分がどういう行動をするかということも決めてあるそうです。そういうことで、全国的に先駆けてこういう形で、地域でタイムラインを設定してございます。大阪の貝塚市というところですね。

実は、ことしの北部九州豪雨災害で朝倉、また日田も甚大な被害がございました。そのときに、ある地域、山間部の地域でありましたけれども、実は平成24年の同じように豪雨がございました。あのときも九州で大被害がございまして、そのときの教訓を生かして、地域では5年前の災害時をきちっと検証されて、自分の近くの小川のこのところまで水位が来たら、どこどこに集まろうと。それで、次の段階になったら、次の行動をしようということで、集落できちっと決めてあったそうです。で、今回7月の豪雨がございまして、そのとおりの川を見とったら、もうそこまで水が来とったということで、すぐ声をかけて一箇所に集まって、そしてまた次の行動をしたということで、過去のそういう結果を見て、そして地元の皆さんがきちっと的確に対応されて、一人もけが人もなかったということがニュースで流れておりました。非常に、そういう意味ではきちっとした、先ほど言いましたタイムラインに沿って、また過去の教訓を生かして地域の方がそうやってやっておられました。

そういうことで、今行政のほうでもきちっとタイムラインで対応するというのを去年から、ことしもされましたけども、もう一つ、行政だけではなかなか大災害時なにしたときに対応ができないのではないかと。一つは自主防災組織、白石町が今自主防災組織が県下の中では一番少ないという状況でございます。いざ災害になったときに、自主防災組織がタイムラインに沿って行動をしていただくと、非常に被害が少なくなってくるのではないかなと、そういう思いでございますけども、ぜひ自主防災組織の啓発と、そしてなおかつでき上がりましたら、タイムラインを自主防災組織の方が作成をしていただいて、我が地域はこういう形で災害時に対応していくというものをつくり上げていくことが一番喫緊の課題ではないかなと思います。特に、記録的な降雨がありますので、今までとは違った災害が予想されます。そういうことで、どうかタイムラインに沿った組織づくり、体制をお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

### ○松尾裕哉総務課長

自主防災組織等でのタイムラインの作成についてということでございますけど、議員おっしゃいますとおり、行政が災害対策を行うために作成をいたしますタイムライン以外にも、全国的に自治会単位等で住民みずからの避難行動に役立てることを目的として、タイムラインを作成しているという地域がございます。7月の九州北部豪雨などに見られますような局地的集中豪雨など、これまでにない水害や土砂災害も増加をいたしておりまして、これまで以上に住民一人一人がみずから周辺で生じております状況や気象情報、それから行政機関から提供いたします避難情報から判断をして、主体的に避難をしていただくこと、さらには周辺の隣近所の住民の避難を支援することが必要になっているところでございます。

自主防災組織や自治会等で作成をされますタイムラインにつきましては、住民の自発的な早期避難体制の確立を図るための非常に有効なルーツでありまして、作成過程やそのものが周辺住民との連携強化につながるものでございます。災害に対する理解を深める効果があると思っております。現在、社会状況等の変化に伴いまして、自治会、自主防災組織におけるタイムラインの作成の動きが徐々に広まっている状況でございます。町といたしましても、今後各関係専門機関や町内の防災士との連携を図りながら、現在実施をいたしております防災講座及び土砂災害指定の地元説明会、それからため池ハザードマップ作成に係る地元説明会などを足がかりに、住民主導型のタイムラインやハザードマップの作成を推進していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

### ○溝口 誠議員

まず、そういうことで、住民の皆様が意識を高めていただくということで、まず自主防災組織を立ち上げることが大事ではないかなと思いますので、推進のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、本町における災害時に業務継続計画、BCP策定の状況について伺いたいと



思います。

これは、今年度中に定めるということでございます。そこで、BCPというのは業務継続計画の略称でございます。Bはビジネス、Cはコンティニュイティ、Pはプラン、非常時の対応マニュアルを作成をするということで、当町の災害時の業務継続計画、どのようになっていますでしょうか。

### ○松尾裕哉総務課長

業務継続計画は、災害対策基本法で定める防災基本計画の中で、地方公共団体等が作成をするということで位置づけがされております。また、白石町地域防災計画の中でも、策定を進めていくように位置づけをしております。現在策定中でございます。現在の進捗状況でございますけど、総務課危機管理・防災係を中心に策定対策や検討の進め方等につきまして、係内で検討を行いまして、本年8月1日の課長会議において策定の方針を確認をしたところでございます。これからの取り組みといたしましては、内閣府から示されております地方公共団体の業務継続の手引の中に計画の核となります重要6要素というものがございます。この中の一つで、策定する上で検討に一番時間がかかるところでございますが、非常時優先業務の整理を各課で作業していくこととなります。今後も総務課危機管理・防災係を中心に各課に対するヒアリングや庁議での検討、パブリックコメント等を経まして、実効性のある業務継続計画を策定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

### ○溝口 誠議員

この6要素の中での最大の課題が優先業務の事項であると。しっかりどこが一番最初に手を打たなければいけないのかということを確認にしていきたいと思います。これは、行政のほうの立場でございますけども、実は行政のほうでもBCP策定、業務継続計画をされているということでございます。実は、これは議会のほうのことなんですけども、行政とともに議会も災害時における機能維持、BCP、業務継続計画を策定する自治体もございます。これはなぜかといえば、自治体の行政組織には防災計画の策定を初め、住民の救助、復旧といった災害への対応が法的に義務づけられます。これはもう行政側はきちっと法律で義務づけられていますから、策定しなければいけない。そういうことで、今当町でもBCP策定をされております。

そういうことで、一方地方議会は災害時の役割についての法的な定めはございません。こうなさいということはありません。しかし、東日本大震災のとき、議会をスムーズに招集ができなかった、多くの市町村が、首長の判断で意思決定する専決処分をしなければいけない。そうしないと、災害後対応ができないということで行った自治体が相次いだということでございます。議員と行政の間で、被災状況や避難者支援に関する情報を共有できなかったと。共有できればよかったんですけども、共有できなかったと、できるはずだったんですけどもできなかったと。双方で混乱するケースも少なくなかったと。そういうことで、滋賀県の大津市がそのことを踏まえまして、議会のBCPを災害発生時から1箇月間程度、議会や議員の対応、行動の指針を示し

ております。1箇月間、最初の初動期としては発生直後から3日間何をするか、住民の安否確認、情報収集、それから議会災害対策会議の設置をするとか、それから中期になって3日から7日、災害情報の収集、掌握、共有、そしてまた後期、7日から1箇月の間、議会機能の早期回復ですね。もう議会をするどころじゃないわけですね。だけでも、7日から1箇月後にはもう議会を招集して、復旧予算などを審議をすると。1箇月は平常時の議会組織体制になるということで、議会としても業務継続計画をされております。議会と行政は両輪のごとくといつも言われております。特に、平時はいいんですけども、災害時に一番そこが求められる。議会と行政が車の両輪のごとくしなければいけないのはそのときだと思います。そのときに、行政はBCPがある、議会もそれに沿ってあれば、お互いが本当に力を出し切れるんじゃないかなど。これはもう議会側の問題でございますけども、行政のほうとしましても、そういう体制ができれば非常にいいのではないかなと思いますけど、そのことについて所見を伺いたいと思います。

### ○松尾裕哉総務課長

議員おっしゃいます議会におけます業務継続計画につきましては、東日本大震災の大規模災害等を教訓とされまして、作成をされている地方議会もあるということは何っております。議会での業務継続計画の策定に関しましては、何とも申し上げることはできませんが、議会で検討される際には、また私たちも策定の途中でございますので、いろんな多くの情報を持っているということではございませんが、情報提供等ができることがあれば提供させていただいて、御協力をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

### ○溝口 誠議員

いずれにしましても、災害時には町民の皆様の安心・安全を守るという点では、万全の態勢をつくらなければいけないなど、そういうふうに思っております。

次、2点目でございますけれども、ヘルプマークの導入について伺います。

この件につきましては、3月の議会で友田議員が質問をなされておりました。私も同じ質問でございますけども、今回のヘルプマークの導入について伺いたいと思います。

まず、ヘルプマークについて若干御説明をさせていただきたいと思います。

ヘルプカードは、ちょっと手助けが必要な人、ちょっと手助けしたい人を結ぶカードでございます。これは、一見、見た目では判断しにくい方、例えば聴覚障がい者の方、それから内部障がいの方、それから知的障がいの方、そういうことで見た感じではわかりづらいという方でございますけども、そういう方に対してちょっと手助けをしていただくと助かるという方でございます。ちょっと困ってる時のですね。相違ことで、そういう手助けがしやすい、障がいのある人にはみずから困ったとなかなか人に伝えることができない人がいらっしゃると思います。支援が必要なのに、コミュニケーションに障がいがあって、そのことを伝えられない人、困っていることそのものも自

戒してない人も中にはいらっしゃると思います。特に、災害時には困り事がふえることが想定されております。そういうことで、ヘルプカード、ぜひ当町でも活用をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

### ○矢川又弘長寿社会課長

ヘルプマークの導入についてお答えをしたいと思います。

先ほど、議員から御説明がありましたとおり、ヘルプマークは赤字に白いプラスとハートマークがデザインされました縦8.5センチ、横5.3センチの樹脂製の札で、東京都が平成24年に作成いたしております。御説明ありましたように、主に内部障がいの方や難病の方、また妊娠初期の人を初め、配慮を必要といたします方全ての人がかばんなどにつけて使用されております。裏側にはシールが張られておりまして、緊急連絡先や自分の障がい、助けてほしいことなどが書き込めるようになっております。平成29年8月1日現在では、都道府県単位で1都2府8県とヘルプマークは徐々に全国的に広がりつつあります。

一方で、ツイッター等のSNSを中心にこのマークを知らずに電車で席を譲ってもらえなかったなどのコメントもありまして、まだまだ認知度は十分でないように思います。このような中、平成29年7月20日に2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく、外国人観光客にもよりわかりやすいよう、案内用図記号とすることを目的に通称JISの規格が見直され、その中にヘルプマークが追加されております。これにより、ヘルプマークが全国共通のマークとなるため、多様な主体が多様な場所で活用、啓発できるようになります。広く普及し、認知度も期待されます。

ヘルプマークの導入につきましては、先ほど述べましたように、電車の件のようにまだまだ認知度が十分でなく、向上させていく必要があると思われまます。佐賀県内の自治体、JRやバスの公共交通機関、事業者との連携を図りまして、検討を進めてまいりたいと思います。

以上であります。

### ○溝口 誠議員

このヘルプマークカードの裏には、困り事、その人が困っていることを手助けしていただきたいことを簡単にですが書いていただくと、そういうことであります。これを見れば、ああこの人はこういうことを手助けすればいいんだなということが一目でわかるようなカードでございます。これは、日常的にはちょっとした手助けということでもいいんですけれども、これでも役に立ちます。また、緊急のときにも、緊急というのは本人がもうパニックになって、また発作が起きるとか、そういうときにもう緊急のとき、どう対処していいかわからない場合がございます。本人しかわからない。本人がそういう緊急の場合、意思表示ができない。そういうことで、これがあればちょっとした手助けはもうそこで処置ができる、緊急の場合、そういう利点もでございます。

それからもう一つは、大きな利点は災害時、先ほどの災害時にこれが大いに活用できると。小規模な災害のときは避難の方も少ないでしょう。しかし、大災害になった

ときには、それこそ何百人、1,000人単位ぐらいの避難所に町民の皆さんが集まってくるという状況になったときに、先ほど支援を求める人たちが非常に掌握をしづらい。誰が障がいがあるのか、どういう方に手を差し伸べていいかわからない状況になります。ましてや、大災害ですから、その時間もありません。横を見る暇もありません。ないと思います、実際言って。そういう中で、特に困った方が阻害視をされる。阻害をするつもりはありませんけども、どうしてもそういう状況になると、その人たちが避難所の中でも横に行くような形になってまいります。それに誰も気づかないということでございます。これが災害時に起きております、実際。これがあれば、そういうことなしに的確に、特に熊本地震でもあったそうでございます。そういうことで、これがあればそういう方にちょっと声をかけて、この方はこういう手助けが要る、こういう配慮が要るんだな、すぐ手当てをすると本人も非常に安心ができる、一緒に避難所で生活ができるという状況でございます。そういう意味でのヘルプカードの最大の利用点でもございます。どうか、災害がないことが一番いいんですけども、災害があったときに一番困るのはこういう体が不自由な方とかお年寄りとか、そういう方々が一番大変な思いをされますので、どうかそういうことで大いに活用ができるようにヘルプマークの推進のほうもお願いをしたいと思います。町長、いかがでしょうか。

#### ○田島健一町長

ヘルプマークの導入についての御質問でございました。

先ほども課長が答弁いたしましたように、本町でも検討していく方向ではございます。しかしながら、やはりこれはある面から見たら、個人情報というか、プライバシー等の配慮も課題になるかというふうに思います。そこら辺は慎重に対応していかんやいかんというふうに思いますので、これについては積極的にということもありますけども、ちょっと十分に検討を加えていかなければいけないというふうに思うところでございます。

以上です。

#### ○溝口 誠議員

町長が言われましたように、非常にこれはプライバシーに関することがあります。ここら辺をどうクリアしていくかというのが課題、私もそう思っております。それを踏まえて、あえて私は質問させていただきました。それをどうか乗り越えていくような形で、ぜひ御検討のほどをお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

#### ○片渕栄二郎議長

これで溝口誠議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時15分 休憩

10時35分 再開

#### ○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。西山清則議員。

### ○西山清則議員

議長の許可を得ましたので、3日目の一般質問をさせていただきます。3日目になると、皆さん方もお疲れだと思えますけれども、答弁される方は簡潔にお願いしたいと思えます。時間が余れば、各課長に振りたいと思えますので、そのときはよろしくお願ひします。

それでは、第1項目めに入りますけれども、人口減少に対する取り組みについてということで質問をさせていただきます。

人口減少が進行している中で、町として持続していけるよう、減少を抑制する取り組みを実施されていると思えますが、子育て支援など具体的にどのような取り組みをされているのか、伺いたいと思えます。

### ○久原雅紀白石創生推進専門監

私のほうからお答えいたします。

本町におきましては、従来から保育料の軽減、医療費助成、学童保育の実施などさまざまな子育て支援策を実施してまいりましたが、平成27年度からさらに子供を産み育てやすい魅力のある町になることを目指して、5つの子育て支援策を拡充いたしたところでございます。これにつきましては、平成25年、国立社会保障・人口問題研究所から出されました消滅可能性都市の一つに本町も入っておったということで、人口減少に対する危機感がさらに増したところでございます。

これに対し、できるだけ手段を講じて、人口減少のスピードを緩め、沈滞ムードを払拭したいということで、総合戦略に先立ち、子育て支援事業の強化に取り組んだところでございます。

具体的に申し上げますと、まず1つ目として、小学校6年生及び中学校3年生の学校給食費の無料化でございます。小学校6年生は、年額4万6,200円、中学校3年生は年額5万3,900円の給食費を無償化しております。

2つ目でございます。

あかり保育園での休日保育の実施でございます。平成27年5月から年末年始を除く日曜、祝祭日に休日保育を実施しております。

3つ目でございます。

一時預かり保育の実施でございます。ゆめてらす、有明幼稚園では以前より実施しておりましたが、平成27年度から有明ふたば保育園、有明わかば保育園でも一時預かり事業を行っております。

4つ目が寡婦控除のみなし適用の実施でございます。

保育料、住宅使用料で未婚のひとり親世帯に寡婦控除をみなし適用し、負担の軽減を図っております。

さらに、不妊治療費助成の限度額の撤廃でございます。限度額を撤廃いたし、不妊治療費から県助成金額を差し引いた費用の2分の1以内を助成しておるところでござ

います。

また、平成28年度からは学童保育における利用時間の延長及び利用対象児童を拡大しているところがございます。

以上でございます。

#### ○西山清則議員

今言われたように、第2次白石町総合計画の中で、27年度から、いやその以前から取り組まれているものもあると思いますけども、こういう取り組み、多くの取り組みがありますけども、これは町内はもちろん、町外に浸透していると思われているのか伺いたいと思います。

#### ○久原雅紀白石創生推進専門監

平成27年度の取り組みにつきましては、一部新聞等においても報道していただいたという経緯がございます。また、出生時、転入時などには住民課の窓口でございますところにおいて、これらの子育て支援策などの御案内をいたしておるところでもございます。

以上でございます。

#### ○西山清則議員

そういった取り組みを町内あるいは町外に浸透させなければ、本町に産み育てたいというのがやってこないかなと思っておりますので、できれば浸透させていただきたいなと思っております。町内に産み育てていただくためにも、他の市町に負けないような取り組みをしていただきたいと思います。

次に、2番目の結婚対策として、3年前から婚活サポーターに出会いづくりをお願いしていました。婚活活動などどのように進んでいるのか、またその実績はどうなっているのか、伺いたいと思います。

#### ○久原雅紀白石創生推進専門監

お答えいたします。

基本的に、1対1での出会いの場ということをおつくりいただいて、それにより成婚まで導いてということで活動をしていただいております。平成29年8月31日現在でございますが、登録者、男性69名、女性30名の合計99名の方が婚活サポーターによるサポートを希望され、登録をされておるという状況でございます。これまでに登録された方同士で結婚されたカップルは2組でございます。

以上でございます。

#### ○西山清則議員

登録は99名されていらっしゃるんですけど、実際どれだけの方が面通しされているのか、わかりましたらお願いします。

### ○久原雅紀白石創生推進専門監

この中での数については、ちょっと今把握をしておらないところでございます。

### ○西山清則議員

面通しするときは、サポーターの自宅やサポーターの自宅以外で行われている模様ですけれども、自宅以外といっても婚活をしているところを知られたくない、また適当な場所がないということで、町内での面通しは難しいようですけれども、また面通しさせるまでにこぎつけるのが厳しく、サポーターの方たちはかなりの浪費を費やされていると聞いていますけれども、その辺の見解はどのように思われているのか、伺いたいと思います。

### ○久原雅紀白石創生推進専門監

今の件でございますが、基本的にはサポーターの方々につきましては、ボランティア活動ということで行っていたところでございます。ただ、一部サポーターの皆様方には謝礼と、あとはガソリン代、また先ほど議員おっしゃいますように、お二人を合わせた際にかかる経費の若干の金額ではございますが、その分の負担は町のほうから出してはおりますが、基本的なものについてはボランティアでやっていたところでございます。

以上でございます。

### ○西山清則議員

先ほど、登録されている方が99名と言われましたけれども、本人みずからではなくて、本人には知らせないで親が申請されている方が多くて、なかなか前へ進まないと聞いておりますけれども、そういうことで中にはサポーターを辞退したいという人がいると聞いていますけれども、その辺はどう思っておられるのか、伺いたいと思います。

### ○久原雅紀白石創生推進専門監

申しましたように、ボランティアとして活動していただいているところでございます。いろいろな思いとその事情というのも個人個人にあられると思いますので、ケース・バイ・ケースに応じながら、私どももお話を一緒にさせていただきたいと思っております。また、続けて活動していただく方につきましては、私どももできる限りの支援をということで考えておるところでございます。

以上でございます。

### ○西山清則議員

できるだけサポーターに負担をかけないようにしていただかないと、なかなか難しい問題が出てくるんじゃないかなと思っております。今、先ほど2組が成婚されたということですが、できればもっと多くの方にお願ひしたいと思っておりますけれども、そこで3番目に移りますけれども、婚活サポート事業については民間委託し、活動拠点をつくるなどしながら取り組んではということに移りますけれども、今の婚活事業で

は難しいところが多々あると思いますので、きちんとした活動拠点を設けて、そしてサポーターの方々もその場所を利用して進めてはどうかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

### ○久原雅紀白石創生推進専門監

本町の婚活サポート事業につきましては、主に婚活サポーターの方々による1対1の出会いの場のセッティング、婚活イベントの開催などにより、それぞれの個性を大切にし、丁寧な対応で結婚を希望される方々の縁をつなぐお手伝いを進めてきていただいております。

拠点の整備ということについては、現時点で考えておりませんが、従来から申し上げてるとおり、佐賀県の婚活支援事業でございます縁カウンターさが事業、さが出会いサポートセンターでございますが、そこと連携し、そこで取り組まれている婚活イベントやセミナーなどの紹介も行っているところでございます。

今後、町といたしましても、このようなサポーターの方々の活動のお手伝い、また県との連携などを行っていきながら、結婚相談事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

### ○西山清則議員

町でやっているのは、登録料は無料で、県がやっているのは登録料が年間5,000円ですね。それで、やはり金を出して登録するということは、結婚願望があるから成婚が成り立つものじゃないかなと思っておりますけども、町内の今のやり方では無料で親が勝手に登録したりしておりますので、なかなか成婚に結びつかないと思っております。だから、できれば拠点を設けてやっていただきたいなと思っておりますけども、先ほども言われましたように、県も年間五千数百万円の経費をかけてさが出会いサポートセンターを立ち上げて、民間に依頼されていると思っておりますけども、実績は余り上がっていないようです。実績を見てみますと、27年、28年度は計36組、人口が佐賀県では86万ぐらいですけれども、その中で36組ですね。スタッフは7名おられますけども、登録数が約600名ぐらいです。これは、住所、勤務地問わない、だから他の県の方も登録されていまして、結婚して他県に行かれた方が7組あります。だから、県内に残ってもらうのが本当ならば必要じゃないかなと思っておりますけども、私が言っています、前回も言いましたけれども、八女の筑後結婚サポートセンターを27年、28年には33組成婚されていまして、その人口は13万人です。13万人で33組です。スタッフは2名でありますので、登録者数も498名ぐらいであります。だから、できればそういった拠点を持って身近な方、白石においても、登録者の方は男性は県内いっぱいでもいいんですけども、女性は他県の方を登録させるということがあれば、県内には残ってもらえるんじゃないかなと、そういうことに思っております。

そういうことで、サポートセンターを民間でされておりますけれども、だから私は町の白石商工会を通じて元気のたまごを起点として活動することを県に要望したらどうかと思っております。それに、町も空き家バンク事業を進められておりますので、



カップルができたなら空き家あるいは空き地の紹介をしてはいかがかなあと考えておりますけども、お伺いいたします。

### ○久原雅紀白石創生推進専門監

御質問の件でございますが、商工会と申しますか、元気のたまごの活用などにつきましては、現サポート事業の中でも必要に応じ、活用させていただく際にはそのことについて考えてまいりたいというところもございます。

ちなみに、県内の様子など見ましたところ、20市町の中で19市町が結婚支援については事業として取り組んでおるような状態でございます。私どものような相談員、またサポーターさんによる取り組みをやっているのが7市町、イベント等を民間委託しながら、そのイベント開催の分についての委託などを行いながらやっておられますのが10市町、あとはそれぞれに県の登録料の助成であるとか、そういうことでいろんな形で取り組まれている市町がございます。

申し上げましたように、私どものほうは婚活サポーターの皆様方のお力でということでこの事業を推進してまいるということは、今の時点で考えておるところでございますし、私が言うまでもございませんが、この結婚支援という課題につきましては、委託であるとか、そういう形での行政が指導するというよりも、今の取り組みのようにこの課題に向き合っていただく町民有志のサポーターの皆様を中心に今後ともやってまいりたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

### ○西山清則議員

行政主導じゃなくてもいいんですけれども、場所的には元気のたまごを事務局として活動するのが一番いいところだと思っております。実績も上がってない県の事業費をこちらに回していただくように進めたらいかがかなあと思っております。町はなかなか金を出せないと思いますので、そういった強い姿勢を持って臨んだらいかがかなあと思っておりますので、その辺伺いたいと思います。

### ○久原雅紀白石創生推進専門監

おっしゃいます県のサポート事業を白石町の元気のたまごに持ってくる、拠点を置く、事務局を置くということについて、ちょっと具体的に私のほうがわかっておらない部分もございます。もう少し内容のほうを確認しながら、果たしてそういう事業の展開ができるかどうか、それが今私どもがやっておる結婚支援の婚活サポーターさんによる事業を推進する中で、両立といいますか、それぞれにできるものかなどなど、ちょっと検討と申しますか、内容の確認をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

### ○西山清則議員

できれば、サポーターの方も一緒になってやっていただきたいなと思っておりますけども、出会いだけでは意味がないと思っております。幾ら面通しさせても、なかなか成婚に

つながらなければ何もならないと思いますので、やはり成婚に持っていかなければ人口もふえないし、子供もふえていかないとだと思いますので、八女の取り組みを新聞に、こちらの新聞じゃないんですけども、載っていましたので読ませていただきますと、筑後市と八女市、八女郡の広川町が運営する、八女市立花町原島の八女・筑後結婚サポートセンターが開設10年を迎えた。これまでに約150組が結婚に至るなど、地域で縁をつないでいる。同センターは、少子化対策の一環で、平成19年4月に八女市、筑後広域市町村圏事務組合の結婚サポートセンターとして開設、登録されてるのは県内に居住または勤務する男性と女性で、女性のほうは地域を問われていないはずで、これまで、1,331人が利用した。登録料は3,000円で、これは2年間が有効です。2年間で3,000円です。登録者は大牟田・柳川・みやま結婚サポートセンターとの合同パーティーや1対1の見合いなどで縁を結び、現在30歳、40歳代を中心に20歳代から60歳まで約290人が登録、職業は会社員、公務員、農業、自営業などがいる。女性は久留米市や熊本、佐賀県からの利用も多く、行政の運営なので安心できる、金銭的にも気楽に利用しやすいなどの声がある。取材当日にも筑後市の37歳と40歳のカップルが結婚が決まったとの報告があったといい、代表は小さなチャンスも大きく生かせる、まずは足を運び、何でも気楽に聞いてほしいと相談を受けているということであり、こういったやり方で成功につながっておられますので、やはりこういうことはやっていただきたいなあと思います。

先日、各市町の担当者会議が行われたと思いますけれども、その内容がわかれば伺いたいと思います。

### ○久原雅紀白石創生推進専門監

さきに行われました担当課長会議でございますが、先ほど私答弁の中で御紹介したような各市町の今現在の取り組みをそれぞれの市と町のほうから持ち寄ったというか、出し合ったというか、そういう内容の会議であったということ復命を受けております。

再度申し上げるような形になりますが、私どもと同じような取り組みをされておるような町とか、イベント等を民間に委託されてやられてる町とか、県への登録料の助成、報奨金の交付、また小・中学校の同窓会へ補助金を交付するというような取り組みなど、それぞれに県内の市町が行っているというようなことをその場で話が出されておったということでございます。

以上でございます。

### ○西山清則議員

その話の中で、民間に委託しているところがあるということでしたが、その辺はどういった、深くは話はされていないのか、どういった民間委託されてるのか、わかれば伺いたいと思いますけど。

### ○久原雅紀白石創生推進専門監

申しあげましたとおりに、民間の委託等によるという部分につきましては、婚活の

イベントとか対象者に対してのセミナーというようなものの開催について、民間委託をしておるといような市町が半分ほどございました。

以上でございます。

### ○西山清則議員

結婚が進まないと、子供の数もふえてきませんし、担当課の奮起をお願いして、次の大きな2の厳しい社会を生き抜くための教育についてに移らせていただきます。

これからの教育は、厳しい社会を生き抜くために力を身につける取り組みが必要であると思います。学力向上に向けた取り組みはされているが、個性や才能を伸ばす教育、みずから学ぶ意欲、目標を持って頑張る態度、社会変化に対応できる能力の育成はどのようにされているのか、伺いたいと思います。

### ○石橋佳樹主任指導主事

私のほうでお答えさせていただきます。

厳しい社会を生き抜くための力とは、文部科学省が現行の学習指導要領で提唱している理念、生きる力と重なるところが多いと思います。この生きる力とは、知徳体、この3つのバランスのとれた力のことであって、全教育活動の中で育てていくことが必要です。

議員御指摘の個性や才能を伸ばそうとする意欲や態度、学ぶ意欲や目標を持って頑張る態度、社会変化に対応する能力などはこの中の徳、道徳教育の役割に負うところが多いと思います。

まず、そのような道徳教育はいつ行うのかということですが、結論から申しますと、学校の全ての教育活動全体を通じて行っているところです。教科の内容に応じて、あるいは外国語活動であったり、総合的な学習の時間や特別活動など、それぞれの特質に応じて、そして児童・生徒の発達段階も十分考慮して行っています。

道徳教育の内容が大きく4つに分けられています。それをちょっとここで紹介いたしますが、1つ目は主として自分自身に関することという内容です。これが先ほど議員さん言われた個性や才能を伸ばすという部分や学ぶ意欲や目標を持つというところに当たります。

2つ目が主としてほかの人とのかかわりに関することという内容がございますが、これは例えば相手の立場に立って物事を考えるということとか、お互いを思いやって認め合うなどの内容になります。

3つ目ですが、主として自然や崇高なもの、そういったものとかかわりに関することという内容がございます。これはかけがえのない命のとうとさ、あるいは美しい自然や気高い崇高なものに感動をしたり、それを守ろうとする意欲を育てるといふようなことなどがございます。

最後にですが、4つ目です。主として、集団や社会とのかかわりに関することという内容がございます。これは、社会全体と自分がよりよくかかわっていく力を育てるといことですが、この中に先ほど言われた社会変化に対応していく能力などはここで培うというふうなことになります。

このかなめとなる時間が各学年週1時間程度位置づけられている道徳の時間となります。年間35時間以上、ほかの学習活動との関連を図りながら、児童・生徒や学校の実態に応じて指導を行っているところです。

小学校6年生の教材例を少し紹介しますと、2つほど紹介しますと、先ほど申し上げました1、主として自分自身に関するということにかかわることですが、ピアニスト辻井伸行さんのエピソードを取り上げています。この教材から、生まれたときから目が不自由だったにもかかわらず、なりたい自分に向かって諦めずに努力を重ねていくことよさに触れさせ、これからのあるべき自分の姿についてじっくりと考え、話し合ったりする学習を仕組んでいます。

また、4、社会とのかかわりに関することという内容では、日々進化を遂げる情報化社会へ対応するために、情報モラルの教材が取り上げられています。これは、全学年で取り上げられている項目なのですが、例えば携帯電話との付き合い方という教材を用いて、幾つかの意見を比較したり、検討したりしながら、どうすれば自分は携帯電話と賢くつき合うことができるかという結論を見出していく、話し合いを通して見出していくという学習などもあります。こういった学習などが社会へ対応する力を身につけていることに当たるのではないかなというふうに思います。

ただ、このようなことに関しては、実践していくためには学校だけでなく、家庭での協力が不可欠だと思います。このように、厳しい社会を生き抜くための力というのは、日々道徳教育を中心に学校で展開されてると言えます。

なお、道徳教育についての補足ですが、来年度、平成30年度からは小学校で、平成31年度からは中学校で、これまで教科として取り扱うことのなかった道徳の時間を特別の教科、道徳という位置づけ、検定教科書を導入して指導することになります。目標は、内容が一部改正されたり、整理されたりしますが、答えが一つではないんですね、道徳の中身については。そういった課題に子供たちが主体的に向き合ったり、自分の生き方について考えたりして、議論する道徳ということが叫ばれています。そういった転換の時期を迎えております。より一層、先ほど言われたような道徳性を育む指導が重要となってきていることを申し添えたいと思います。

以上です。

## ○西山清則議員

詳しく説明いただきました。

以前は、50人学級あるいは47人、それと45人学級が1クラスで行われたと思います。そのときは、かなり子供たちの数も多かったからですけれども、それから40人学級に変わっておりますけれども、現在担当している先生方に聞きますと、20人前後が指導しやすいと言われております。

そこで、教育長に伺いたいと思いますけれども、少人数学級あるいはT T学級が行われるようになってから、学力は向上されましたけれども、常に上位にいる子供たちはどうされているのか。

それとまた、伸ばしてやる努力はされているのか、それができていないから、またできないから、子供たちは塾へ行くのか、できないのは授業より家庭教育を学校に任

せているからなのか、それから小学校でリーダー的存在の子が町外の中学校へ行くのは、地元の中学校に優秀な教師がないからなのか、伺いたいと思います。

### ○北村喜久次教育長

非常に義務教育の根幹にかかわる御質問をいただいたと思っております。

さらに伸びる子に対しての指導が不十分ではないかというような御質問も受けましたけれども、それぞれの子供たちの学びの状況に応じて、さまざまな指導の工夫をしていただいております。したがって、教育長としては町内の義務教育に関して、伸びようとしている子供たちの指導がおろそかになってるというような認識は持っておりません。そのことで、例えば他地区への進学等もありますけど、このことはある程度教育は個人的な面もありますので一概には言えませんが、本町の教育、特に教師の指導力が劣っているからという、その要因は全く考えておりません。特に、本町の先生方については、厳しい状況の中で一生懸命頑張らせていただいているという認識を持っております。例えば、問題行動一つとっても、小学校での低年齢化、対教師暴力、対人暴力、全国的にも大きな問題になっておりますけど、今のところ本町では一切そういった報告も受けておりませんし、いじめ等の問題についても、毎月幾つかの報告はありますが、非常に早い段階で気づいていただいて、大きな問題になる前に的確な指導を家庭と連携をとりながら進めていただいているところです。

かといって、全て十分だと言い切るまでもないですけども、先ほども申されましたように、さらに力のある子をいかに伸ばしていくかについては、補充指導等も含めて、今後とも学校現場で大いに研究を進めていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

### ○西山清則議員

前は子供たちが多かったから、クラスが多くて、あのクラスに負けたくないとか、そういった競争力がありました。また、上位にいる子供たちもあの子には負けたくないという競争力があつたわけです。今は1クラスで、もうトップにいたらずっと6年間、小学校やったら6年間トップでいって終わってしまうわけです。だから、隣のクラスのあの子に負けたくないとか、そういった競争力が年々なくなってきてるんじゃないかなと思っております。だから、結局小学校でリーダー的存在、引っ張っていた子供たちがほかの中学校に行ったら、中学校で今度は引っ張っていく子供がいなくなるわけです。だから、そういった面で、その辺の教育を強化していただきたいなと思っておりますけども、その辺の見解はいかがでしょう。

### ○石橋佳樹主任指導主事

先ほど御指摘のとおり、人数が多ければ多いほど、例えば競争の場面とかが設定しやすかったり、選択の場がふえたりするわけですが、今現在のこの規模でも、やはり全ての教育活動の中でそういった子供たちの意欲を大切に、子供たちが目標に向かって頑張るという気持ちをそそるような競争の場面は適宜設けて、先生方が日々授業を行っていると思っております。

例えば、体育の場面で言いますと、小学校のハードル走の授業などがあるんですが、例えばあることの競争を望む子もいますし、それは競争という方法を通して目標に向かっているわけで、もう一つは達成という部分も非常に大事ではないかなと私は考えているわけです、学習の中では。前回のタイムから何秒伸ばすぞという目標に向かって頑張る、それも学習への向かい方の一つであります。ですので、競争の場면을仕組みということと、個人が一人一人の目標をしっかりと持ちながら、そしてそれに何くそという気持ちを持って向かうという気持ちを両方大事にしながら学習を進めています。

ちょっと一つの例を申し上げたわけですが、そのほかにも例えば習熟度が高い子供たちへの指導として、難度の高い、さらに質の高い問いを投げかけて、もっとより高い目標を目指させたり、あるいは一つの理解できた内容を時間があればたくさん解くことで、しっかり身につけなさいということでも量をこなさせたり、あるいは学習場面の中では早く問題が解決できた子には、そしたらあちらのグループがちょっとつまづいているようだから、ちょっと説明を考えてごらんよと、グラフを利用したり、文を利用したりして説明を考えて説明を行ったりさせる、この説明をするということは、自分がしっかり理解をしておかないとできないこととさせていただきます。こういった活用力といいますけど、活用力を目指すという方向にも当然全国的に佐賀県でも、そして本町でも視点を向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

#### ○西山清則議員

いろんな取り組みもされているようですけれども、しっかりと頑張っていたきたいなと思います。

次、2の人口減少に伴い、児童・生徒の数も減る中では、切磋琢磨する機会が減少し、学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動やその他の活動が成立しにくくなっております。また、よい意味での競争心が希薄になってることが心配されます。我々人間は、一人一人考え方は違います。児童・生徒が集団の中でいろんな考えに触れ、お互いが認め合い、協力し合って切磋琢磨することで、一人一人の資質や能力を伸ばしていくものではないかと思っております。

そこで、小・中学校の統廃合の取り組み状況を伺いたいと思います。また、資料を提出いただいておりますけど、その説明もお願いします。

#### ○吉岡正博学校教育課長

まず、請求のありました資料の説明をさせていただきます。児童・生徒数の推移という資料をごらんいただきたいと思います。

学校ごとに本年度当初の児童・生徒数を記載しております。一番下の合計欄が各学年の町全体の人数となります。6年生の縦列を見ていただきますでしょうか。一番下の合計が195人になっていますが、上段の小学校ごとは、そのうちの学校ごとの人数になります。中段の中学校の人数は、そのまま中学校に進学したらの人数になります。真ん中寄り、右側のほうの6歳以下の人数、これはこの時点での出生年度別の人数で

ございます。6歳の縦列を見ていただきますでしょうか。合計が194人になっていますが、上段のほうがそのまま小学校に入学したらの人数になります。中段のほうは、そのまままた中学校に入学した場合の人数ということで記載をしております。

以上、資料の説明でございます。

それでは、小・中学校の統合の取り組み状況についての御質問についてです。

少子・高齢化、人口減少によりまして、児童・生徒の数が減ってる状況にありますのは、先ほどの資料のとおりでございます。町内8小学校のうち、福富小学校を除く7校につきましては、学年が1クラスということで、議員の言われるよい意味での競争心が希薄になる、または学級の入替えができない、入学してから卒業するまでの人間関係がグループの固定化など、そういう状況にあります。

中学校においては、生徒数の減少によりまして、クラブ活動も人数不足となり、成り立たず、やむなくやりたい種目を行えない、また町内中学校間で取り扱うクラブの数も、また種目も異なる問題もございます。

また、財政面におきましては、今後町内11校の改修や建てかえといったことが出てまいります。最も古いのが須古小学校の体育館で、昭和43年4月の建築です。49年が経過しております。校舎本体として最も古いのが福富小学校の校舎で、昭和50年1月の建築です。42年が経過しております。これらを踏まえまして、本年度教育委員会では、各学校の学校運営協議会に対し、人口の推移、施設耐用年数、交付金等の資料を配付させていただきまして、今後の学校について考えていただくようお願いをいたしました。また、将来的な学校統合を視野に入れました町内小・中学校のあり方について検討を始めることにいたしました。

以上です。

## ○西山清則議員

ようやく統廃合について話し合いがなされているようですけれども、はっきり言って遅いですよね。資料を見ていただくとわかると思いますけれども、児童・生徒数、生まれた子供の数がわかると思います。県内全体を見ていただいても、かなり少なくなっていると思います。先ほど説明ありましたが、町内で6年後に100人以上の学校は4校しか残らないですね。それで、全部が本町に残っていただいてこれだけの数です。ほかの中学校へ行ったら、また少なくなってくると思っておりますけれども、現在でも2校や3校が統合した場合で、学年は1クラスか2クラスですよ、小学校で。1校に統合した場合でも4クラス、多くて5クラスぐらいになるわけです。それによって、文部科学省は公立小・中学校の統合方策についてを昭和31年、それで学校統合の手引を32年、公立小・中学校の統合についてを昭和48年に出されております。それで、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の選定についてを平成27年に出されておりますけれども、これを出されたことによって、以前のは廃止されておりますけれども、この問題は昭和の時代から取り組まれています。そういったことで、旧3町の合併当時から私は言ってきましたけれども、なぜ今ごろなのか、もっと早く取り組めなかったのか、伺いたいと思います。

### ○吉岡正博学校教育課長

議員のおっしゃるとおり、非常に町内の小・中学校は児童・生徒数が少なくなっております。合併のときも、その話が出たとは思いますが、現在小学校につきましては旧8箇村からの歴史的なこともございます。そしてまた、小学校の人数が今20人ということで、1クラスが20人から30人ということでございますが、これ自体を見て極端に少なくても悪い面だけがあるわけではございませんので、現在までこの状況できております。ただ、今後を考えた場合に、このままではどうなのかという議論を始めたところでございます。

以上です。

### ○西山清則議員

以前も私が資料として学校からの距離、小学校4キロ圏内あるいは6キロ圏内の地図を見ていただいたと思っておりますけれども、やはり子供たちが少なくなれば、多くの子供たちと接する機会を与えるためにも、早目に統合しなければいけないと思っておりますけど、それでは各学校の維持管理を含めた経費はどれくらいかかっているのか。また、統合したらどれくらいになるのか、伺いたいと思います。

### ○吉岡正博学校教育課長

教育の予算決算につきましては、県費の教職員の人件費を除きまして、本年度までの5年間の平均は約11億円になっております。そのうち、学校施設改修費は約1億4,000万円になっております。

現段階で学校の統合につきましては、将来の学級数など具体的なことはまだ一切決定しておりません。したがって、統合による財政上のことについては現在のところお示しできる状態にはなっておりません。

以上です。

### ○西山清則議員

先ほど、指導主事からも言われましたけれども、子供たちが少ないと部活も成り立たなくなっているということですが、それは当たり前ですよね。やはり、現に隣接町の生徒と合同で大会に出てもいますし、それでお聞きしますけれども、教育長に伺いたいと思いますけれども、高校再編はなぜ行われたのか、第1段階は平成18年に始まりましたけれども、また来年にも行われますけれども、なぜ高校再編は行われたのか、伺いたいと思います。

### ○北村喜久次教育長

高校再編の理由についてのお尋ねですが、詳細はこれは県の事業でありますので、私が細かく言う立場にはございませんけれども、少子化が急激に進んだ、特に長崎沿線沿いの少子化が県内でも特に顕著であるということ、それと高校は義務教育ではありませんので、そういう意味から、義務教育と違って、例えば地域とのつながりとかというのはかなり薄いですので、適正規模を確保するということが最重要視され



るものと考えています。そういう意味で、義務教育の考え方とはかなり温度差があるんじゃないかなと考えます。

### ○西山清則議員

義務教育、小・中学校になりますと、地元とのかかわりが深いと思いますけれども、でもかかわりがありますけど、統廃合しても地域とのかかわりはできると思っております。地域の伝承芸能とかなんとかは、残った子供たちでずうっと継承していけばいいことだと思いますので、そういった子供たちが多く接することによって成長していくんじゃないかなと思っております。社会に出れば競争力が必要でありますので、どういう仕事でも一緒だと思いますけれども、競争力が発生すると思っております。農業にしろ、就職した会社にしろ、競争力は出てくると思います。その競争力に負けないためにも、やはり必要ではないかと思っておりますけど、その辺の考えはいかがですか。

### ○北村喜久次教育長

競争力に負けない指導、おっしゃるとおり非常に重要だと思います。議員さんも御承知のように、今A I等が進んでおりまして、今後A Iの進出等によって今現在ある職業の多くがなくなるというようなことも流れておりまして、本当に厳しい中で生きていかなきゃなりません。そのための基礎的な素養というのをいかにしっかりと子供たちに培うかということは、私たちの大きな使命でもあります。

競争力については、確かに必要ですけど、ただ競争の場面を設定するだけでそれがオーケーかというところ、そうはならないところが難しいところですね。やっぱり、人と競争しようと思うにはそれなりの目標、志、夢、そういったものがなければなりません。そのためには、一人一人の子供たちが自己肯定感、ちょっと難しい言葉になりますが、自分を大切に思うこと、簡単に言えば自信があることですね。こういうものがないと、多くの人がいる場に入っても競争しようという、そういう意気込みは燃えてこないと思います。そういったものは、やっぱり小さいころから頑張っていることをきちんと認めてやる、あるいはきちっと貢献していることに対してはありがたいという言葉で承認をしてやる、こういったことの積み重ね以外にないと思うんです。そういう意味からも、現在コミュニティをスタートさせてるわけで、家庭と学校、地域がしっかり目標を共有して、子供たちにかかわりましょうというようなことをやっておりますので、こういったものの地道な積み重ね、これしかないかなあと考えるところです。

### ○西山清則議員

学校でしっかり指導していただきたいと思っておりますけれども、やはり学校の成績がよいから社会に出てよいというわけじゃなくて、学校では成績は負けていた子でも、社会に出たら逆転してる子もいます。だから、競争力というのは本当に大変なんですよね。農業でも、あの農家には勝ちたいという競争力があって、もうずうっと切磋琢磨しながら頑張っていますので、だから学校の成績はそんなによくなくてもいいんですよ。ただ、社会に出てどれだけ努力して自分が成長していくかが過程でありますので、

その過程をつくるのが学校でありますので、その辺を御指導願いたいと思っております。

それでは、町長に聞きますけども、統廃合についてどう思われているのか、もっと早くから話し合いを持つべきだったと思われなかったのか、伺いたいと思います。

### ○田島健一町長

学校の統合についての御質問でございます。

学校の統合については、人づくり、まちづくりの大きな課題と考えているところでございます。少子化の中で、児童・生徒が減少し、学校の規模が縮小していることへの課題につきましては、先ほど来担当課長等が、また教育長が述べたところでございます。これに対しまして、総合計画にあります個性豊かですぐれた人材の育成を推進するためには、どのようにしていくのがよいのかを考えるとところでございます。また、学校は地域コミュニティのシンボリック的存在でございまして、地域とのかかわりが非常に大きいというふうに思います。特に本町の場合、小学校は旧8箇村のところに1校ずつあるという歴史がございまして、心情的なものに加えて、小・中学校ともに地域のレクリエーション会場や避難所になるなど、地域の核となる施設でもございまして、学校の統合につきましては、学校の持つ多面的な機能をも考慮し、また学校ごとに設置をさせていただいております学校運営協議会、こういったものを踏まえたまちづくり全体の中で考えていくものだというふうに思います。

そしてまた、議員からは時期が逸してんじゃないかというようなことも言われましたけれども、よその市町においても、統合というのは推し進められているところがございまして、まずは行政側から云々というよりも、先ほどから申し上げますように、地域のほうからの盛り上がりといいますか、行政のほうで統合しますよ、1校にしますよ、2校にしますよということじゃなくて、地域からの盛り上がりの方が大切だというふうに認識をいたしておりますので、そういったものがまだまだ発してないのでありまして、今私たちがこれから始めていきたいというのを先ほど来、教育委員会からも答弁をさせていただいてるところでございまして、

以上でございます。

### ○西山清則議員

町長は福富小学校の出身でありまして、福富小学校の今の全校の生徒数よりも町長は1学年の人数が多かったわけですが、そういった時代であれば問題はないんですけども、これだけ少なくなれば、統廃合は早急に考えていただきたいなと思っております。統廃合については早く結論を出していただきたい。また、婚活サポーターセンターの設置を早急にお願ひし、私の一般質問を終わります。

### ○片渕栄二郎議長

これで西山清則議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時35分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。溝上良夫議員。

○溝上良夫議員

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、2項目のことについて質問をいたします。

質問を始める前に、大雨の際、昼夜を問わず、また悪条件の中、排水対策に携わっていただいている関係者の皆様に対して、心より感謝を申し上げるところでございます。

それでは、最初の質問に入りたいと思います。

先々月、7月5日未明より6日にかけての集中豪雨による水害の検証についてお問い合わせをいたします。

今回の集中豪雨による水害について、町長の総括及び検証した所見をまずお問い合わせをいたします。

○田島健一町長

今回の集中豪雨によるところの所見をということでございます。

まずもって、今回の九州北部の豪雨によりまして、福岡県並びに大分県の両県では多くの方々がお亡くなりになったり、被災されております。また、多数の家屋にも被害が生じておるところでございます。御遺族の皆様方にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にもお見舞いを申し上げます。さらに、一日も早く復旧、復興なされることを願うところでございます。

ところで、本町におきましても、今回の豪雨では記録的な降雨となったところがございます。特に、7月6日の1日の降水量が310ミリということございまして、この値は白石町において過去40年間の中で2番目に多い降水量であったわけでございます。これは、皆様御承知のとおり、1990年7月2日、平成2年、このときが第1位なわけでございますけれども、このときは331ミリ降ったわけでございますけれども、このときは六角川が10箇所で堤防が破堤し、浸水家屋が8,000戸を超え、また田んぼの浸水も冠水も8,000ヘクタールを超えとったわけでございますけれども、それに次ぐような大雨でございました。しかしながら、幸いにも今回は人的な被害がなくて、1軒の床上浸水と104戸の床下浸水というのが発生をいたしたところでございます。

7月6日の午前6時に、山間部の地域に避難準備情報を発令したところ、主に高齢者の方でございますけれども、12世帯17名の方が避難をされたところでございます。低平地である本町におきましては、たび重なる排水ポンプ整備、堤防の強化など治水事業が幾度となく行われ、浸水被害は大幅に改善されてまいりました。しかしながら、最近では時間に50ミリを超えるような局地的な集中豪雨や今回のような線状降水帯が形成維持されて、同じ場所に強い雨が継続的に降り続けさせることにより、これまでにないような豪雨が至るところで発生しておりまして、本町においても甚大な被害を今

後こうむることは懸念されるところでございます。

このような事態に対応した浸水被害軽減を行うためには、行政によりますところの浸水対策、いわゆる公助としてのハード対策の強化を進め、整備水準、整備基準のレベルアップを行うことが必要ではございますが、一方においては、住民の皆様みずからの災害対応、いわゆる自分の命は自分で守ろうというところの自助、さらに団体とか地域で対応していくといったところの共助を推進することにより、被害の最小化を図ることも重要でございます。

そのためには、これまでの答弁にも差し上げたところでございますけども、自主防災組織の組織化を推進し、地域防災力や避難行動力を強化していくことも必要であるというふうに考えます。また、近年の本町での浸水被害、そのほとんどが内水氾濫によるものでありまして、地形的要因などによりまして、浸水された区域というのが今回も町内各地で発生をいたしております。これは、町内の河川は有明海の潮位の影響を受けることに加えまして、複雑な農業用水路については用排水の慣行というのがございまして、これまで浸水軽減というのは簡単ではございませんでした。しかしながら、浸水被害を軽減させるためには、これまでも答弁をさせていただきましたけれども、地域間の連携によるところの降雨時の事前予備排水を行っていただく等々の作業により、町民の皆様にも共同して取り組んでいただくことが必要ではないかというふうに考えてるところでございます。今後は、気象変動や社会構造の変化等も踏まえまして、これまでの治水対策とあわせまして、災害が発生した場合でも被害が最小化する対策の一層の強化に取り組んでいく所存でございます。

総括ということでもございましたけども、今回の雨の検証というのは役場だけで行ってるわけでございますけれども、地域の皆様たちと一緒にになって、今回どこでどのような浸水被害があったのか、その原因は何なのか、こういったことを地域の皆さんと一緒に検証しなければならないというふうに思っております。これまで、地域の皆さん方とは用排水協議会の中では、地域ごとに雨季前に開催をさせていただいておりましたが、今回は早いうちに検証の会を開催し、つからなかったところ、かつたところは何が原因だったのか等々を検証してまいりたいというふうに思うところでございます。

以上です。

## ○溝上良夫議員

今の町長の答弁に沿って、これから質問をさせていただきたいと思えます。

今回の集中豪雨、北部九州に比べたら当町の被害は少なかったかもしれません。でも、考えてみると、今回の冠水被害、当町にとって大きな災害だと思います。これ以上の災害というと、先ほど町長が答弁されましたように、平成2年、六角川の決壊、もしくは有明海堤防の高潮で強烈な台風のとときの決壊、それしか考えられないわけがあります。それを踏まえて、今回の浸水箇所ごとの原因と対策について、これからお伺いをしていきます。

執行部からの提出資料に基づいて質問をさせていただきますけども、説明がございましたら、説明をお願いいたします。

## ○荒木安雄建設課長

それでは、建設課のほうから答弁させていただきます。

溝上議員から資料請求がっておりますので、資料について御説明いたします。

7月5日から6日の集中豪雨による冠水の位置図でございます。道路、住宅関係分でございます。まず、左側の1番、下簗具交差点、これはデイリーヤマザキの前付近でございます。ここも冠水いたしました。それから、2番目のスーパーいづみや前、ここも冠水いたしまして、通行止めをいたしております。それから、3番目の馬田交差点東、これはレストランみなみかぜの前付近でございます。それから4番目、中郷、船津住宅付近、ここも毎年のゲリラ豪雨により冠水をいたしております。それから5番目、秀新村公民館東でございますけれども、ここはことし初めて冠水をいたしました。それから6番目、白石石油センターからみのつ酒屋までの付近でございます。ここも冠水いたしまして、通行止めをいたしております。それから7番目、串源前、ここも通行止めをいたしました。それから、8番目でございます。これは白石川東3差路でございます、町道横手福田線との3差路付近でございます。ここも今回初めて冠水をいたしたところでございます。それで、警察による片側通行の規制がなされました。続きまして、9番目、上廿治、田中建設付近でございます。白石中学校から美柳までの区間でございます。ここも冠水をいたしております。それから10番目、稲富胃腸科付近、ここも毎年の豪雨により浸水をしております。ここも通行止めをいたしたところでございます。それから11番目、これも白石川東の3差路でございます。8番目の3差路から南のほうを向いて撮った写真でございます。奥のほうには、パトカーがとまっていて、ここで通行止めの規制をされております。それから12番目、白石中学校前です。ここも毎年浸水をいたしております。それから13番目、国道207号佐賀クボタ前でございます。ここも長さにして50メートル程度冠水いたしまして、徐行運転をされております。それから14番目、役場から東へ行った信号機のある4差路から南のほうへ300メートルぐらい行ったところの町道でございます。ここも初めて冠水をいたしたところでございます。それから15番目、錦江団地内の道路でございます。毎年ここもゲリラ豪雨により、冠水をいたしております。16番目、国道207号ビッグ前、元のサンパーク前の国道でございます。ここも冠水をいたしました。それから17番目、戸ケ里の弥福寺前ですけれども、ここも冠水いたしまして通行止めの看板を設置いたしました。それから、このほかにこの地図には載せておりませんが、ほかに有明の新明4Bでも家屋や小屋の浸水がっております。

今回の冠水により、国道207号有明ビッグから白石佐賀久保田前付近までは冠水により、朝の7時ごろから昼ごろまで渋滞となったところでございます。また、ほかに町内多くの箇所町道や農道が冠水したため、通学、通勤に支障を来したところでございます。

以上で説明を終わります。

## ○溝上良夫議員

詳しい説明を受けましたけれども、この中で1、2、3、最低4箇所、5箇所ですか、

毎年という言葉が出ました。毎年ほとんどつかると、冠水をするところ、その箇所について対策はどういうふうに行われてきたのか。初めてのところもあります。しかし、ほとんど私が見る限り、毎年心配される17地域だと思います。その中でも、4番と10番、15番、その他2つの団地、住宅地、それと胃腸科、この3つに関しては多分ほかに放流するところはないようなところだと思います。単純にポンプアップしか考えられないところなんですけども、その3箇所についてと、毎年心配しているところの対策、今までどういう対策をされてきたのか、お伺いをいたします。

### ○荒木安雄建設課長

まず、4番目の中郷、船津住宅付近でございます。ここは、地沈12号ですか、あちらのほうへ流れていきますけれども、その末端には白石排水機場がございます。しかしながら、白石排水機場も排水能力が7.6トンで、フル稼働いたしましても、ずうっと広い白石町の須古川排水機場から排水機場で流れ切れなかった水が線路を越えて、またこちらに来て白石排水機場に来ますので、なかなかポンプの強制排水では毎年ここは被害があっているところでございます。

それで、ことしの7月でしたか、地元の方と一緒に杵藤土木、また武雄河川事務所等へポンプの設置の要望に行ったところでございます。

それから、15番の錦江団地でございますけれども、こちらのほうも地元からいろいろ御意見いただいております。うちとしても、地沈水路へ流れるように予備排水の呼びかけもいたしましたけれども、以前、排水機場の検討をしていくと回答いたしておりました。今年も毎回つかりますので、排水ポンプの増設を考えていかなければならないと思っております。

それから、全体的に冠水いたしましたけれども、いつも言っております予備排水ですね。今回、予備排水というのが6月のときになかなか雨が降らなくて、田植え過ぎてから若干雨が降り出したわけですがけれども、ある程度空梅雨ということで地沈水路にかなりどこの地域でも水をためておられたわけで、1日310ミリの降水があったため、今回このように5番、8番、10番、14番、こちらのほう、私のこれまでここがつかったことは確認したことはありませんけれども、今回初めて4箇所が冠水がございました。これからもポンプの設置も大事だと思いますけれども、今まで申しましたように、予備排水をして区長さん、それから排水調整委員さんたちに予備排水をしていただき、冠水からの被害を軽減していかなければならないと思っております。

以上です。

### ○溝上良夫議員

今回は、たまたま300ミリという雨量でございましたけども、これが500ミリになった場合、もちろん今何回もおっしゃいました予備排水、大事なことだと思います。時期的な問題もあると思っておりますけども、そういうときに300ミリが限度じゃないわけです。朝倉みたいに500ミリ降る可能性もあるわけです。そういうときに、それだけ降ればどうしても災害になって、手をつけられない状態かもしれないかもしれません。それでも、何らかの形で対応していかなければならないなというふうに考えます。

そこで、今説明受けましたけども、私が思うにほとんどのところが先ほど答弁にもありましたけども、白石川、六角川に流さなければならない排出の箇所、この17箇所のうち、ほとんどが白石川及び白石排水機場のルートを通して六角川に排出しなくてはいけないというふうな箇所であります。そのために、白石排水機場、ポンプの増設もお願いをしているところではありますけども、それ以外に方法はないものか、そのことについてこれからお伺いをしていきたいと思っておりますけども、まず見解をお伺いいたします。

### ○荒木安雄建設課長

議員おっしゃいますように、白石町では低平地で大雨時、よく冠水被害が発生することにより、ことしの2月と3月にNPO法人嘉瀬川交流軸理事、また佐賀大学教授、北部九州河川利用協会理事、武雄河川事務所職員十数名で構成されます佐賀県内水防災検討専門家の方々が白石町に来町され、六角川沿いを視察をされました。その後、役場内で検討会がなされ、いろんな意見が出されたところでございます。

一事案を紹介いたしますと、白石の新拓にあります白石貯水池、ここの貯水容量が180万立方メートルございますけれども、ここを一時的に貯留ポケットとして有明海へ放出したらというような案も出ております。今後も、この水防災検討専門家により、いかに白石町の冠水被害を防ぐかなどを検討されていくものと思っております。私も大いに期待しているところでございます。

以上でございます。

### ○溝上良夫議員

検討会、大いに大事なことだと思っておりますけども、もっと細かい検討をされればというふうに期待します。

六角川の排水の地域に対して、また質問をいたしますけども、六角川、御存じのとおり、武雄市から北方、当町では須古川、白石川など多数多くの川から、また排水機場があります。近年、大雨の際、満水状態に陥るのが大変早いと、六角川ですね。それによって、干潮時の自然排水、それに頼ることが一番大きな排水の能力が出せるわけです。そんなとき、どういうふうな原因で時間がかかるのか、また只江川、廻里江川、福富川などは直接有明海に流せるわけです。そこら辺が六角川の排水の状態と違うところだと思えます。そのことについて、再度六角川の排水の総合的な対策について、お伺いをいたします。

### ○荒木安雄建設課長

まず、下簷具交差点や馬田交差点付近の冠水被害につきましては、須古川の末端に須古排水機場がございますが、この排水機場の流域面積は嘉瀬川、船野、内堤、鳥巢、馬洗、岡崎などで5.2平方キロでございます。最近の大雨では、山間部からの流入もあり、当初の流域面積よりかなり広がっております。

また、廿治付近の冠水被害につきましては、先ほども申し上げましたように、須古川排水機場で排水できなかった雨水の流入や当初の白石川排水機の流域面積の6.1平

方キロメートルよりも広がっていることが考えられます。両河川の末端には、先ほども申し上げましたように、排水機場がございませうけれども、須古川排水機場の排水能力は排水機場ポンプ合わせて毎秒7.6トン、白石川排水機場の排水能力が毎秒7.7トンとなっているところでございませう。

今回の集中豪雨により、町内各所で田畑、道路冠水を初め、家屋の浸水、一部家屋の床上浸水等の冠水被害が発生をいたしました。町内各主要排水路及び河川において、自然排水や排水機場のポンプをフル稼働したにもかかわらず、冠水被害が発生をいたしました。また、先ほども申し上げましたように、6月が空梅雨だったため、地沈水路等に多く水をためられ、予備排水ができなかったことも冠水被害が拡大したもので考えられます。

町の対策といたしましては、何度も言いますように、多量の降雨が予想される場合には、事前の予備排水が必要不可欠となってまいりますので、今後とも区長さん、排水調整委員さんの皆様に上下流の連携をとりながら、予備排水をお願いしていくとともに、町といたしましても、国、県に対して町内排水機場及び排水施設の能力アップについても今後も要望していきたいと考えているところでございませう。

以上でございませう。

#### ○溝上良夫議員

排水の計画についてですけれども、私は冠水地域、冠水地区、地区内での冠水するところ、しないところ、地域内で冠水するところとしないところ、そういう水害に対する考えの温度差、それが影響しているように思います。今回の大雨でも、ある地域は早急に解決をしているところ、水が引いた、そういうときにまだ解決解消されてないところから地域を越えて、もちろんそういうことはやっとなされると思いますけれども、地域を越えて解消された地域に流すことはできないものか。例えば、只江川、白石地域の六角川に流しているのを少しでも只江川、また福富地域に流すことはできないものか、その方法を考えたことがあるのか、実際今流しているのかどうか、そこら辺について伺いをいたします。

#### ○荒木安雄建設課長

昨日も答弁させていただきましたけれども、今現在町内の主要な河川や地沈水路55箇所には量水標を取りつけております。この量水標により、上下流の水位管理をしていただき、水害から守っていきますよう指導していきたいと思っております。

例えば、上流が1.8メートルの水位で下流が1.4メートルの水位のときには、その間のゲートを開けて、あと20センチ落とすとか、そこら辺の上下流の連絡をとり合いながら、適切な水管理をしていただき、極力水害にならないようにしていかなければならないと思っております。

それから、議員おっしゃいますように、六角川に排水することには限度がございませうので、有明海のほうへ水を抜くことが考えられます。それで、少し大き目の水路を増設する方法とか、只江川がございませうけれども、只江川は今現在JRのところまで



でございます。この只江川につきましては、以前は須古付近まで、圃場整備前は須古付近まであったわけでございますけれども、今現在長崎JRまででございますので、只江川をもっと上流まで持って行って、須古地区、嘉瀬川、そこら辺の六角川に排水しないで、只江川のほうへ水を流入を誘う方法とか、あと廻里江川、有明海で言いますと、廻里江川も現在高町まででございますけれども、この廻里江川を川津、湯崎付近まで延長を伸ばして、山間部の水をそこに寄せて、とにかく有明海のほうへ排水する方法が一番いいんじゃないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

### ○田島健一町長

ただいま課長がるる答弁を差し上げたところでございます。

今、町内にあります須古川、白石川、そして福富地域の緑郷川、この3河川については、六角川水系の一級河川となっております。管理は佐賀県知事、佐賀県が管理をいたしております。福富川、只江川、そして廻里江川は二級河川ということで、これも県が管理をいたしております。この町内にある全ての河川の上流端というのが、普通川というのは山から海まで至るわけでございますけれども、町内の河川というのは全て平地部からスタートして、先ほどの六角川であるとか、有明海に注いでるわけでございます。これは川というか、水路の延長みたいなところであるわけでございます。これを流域の変更、流域を変えていくということについては、なかなか厳しいものがあるかと思えます。これは、国、県と協議をした上でないと、流域変更というのはできないというふうに思えます。というのは、白石川を代表して言いますと、白石川の樋管の断面であるとか、ポンプの能力というのはその流域で計算をされておりますので、それを簡単にいじることはなかなか厳しいかというふうに思えます。しかしながら、先ほど私も答弁申し上げましたように、今回の雨を検証する、そして今の時代の雨の降り方から想定すると、今のままの運営、河川管理だけでは浸水被害から到底脱却できないと、そういったものを持ち合わせた上で、県なり国と協議をしていくことになろうかというふうに思えます。そういうことからして、まずもってこれまでは町だけが検証等々をやっていたかもわかりませんが、地元の方、特に区長さんや排水委員さんや、いろんな方々のお声を聞きながら、実態はどうなっているのか、そこら辺をびしっと町のほうで取りまとめて、そして県や国にお願いをしていくということになろうかというふうに思うところでございます。

以上です。

### ○溝上良夫議員

スムーズな排水をするためには、住民の皆様に協力を得なければならないというふうに感じるところでもございます。先ほど、量水標のことが話がありましたけれども、それに加えて、私のほうから一つ提案というか、水は高いところから低いところにか流れません。そこで大きな河川や水路への流入経路、それをデジタル的に管理できるように、町内主な水門の水路底、標高高、そういうのも量水標とあわせて地図の上に落として、町が総合的な排水の指示ができるような形、そういうのをとられてはど

うかなというふうに思います。量水標だけでももちろん構いませんけども、それに加えて実際地図に落として、何かあった場合この河川はここに流せると、そういうふうな確実なところを把握して住民さんに協力を得るとというのが筋だと思いますけども、そこら辺の見解についてもう一度お伺いをいたします。

#### ○荒木安雄建設課長

今現在、先ほども申し上げましたように、現在主要な河川、排水路、55箇所量水標を設置をいたしております。場所的に言いますと、須古川、それから只江川、それから福富地域の地沈水路に設置をいたしておりますけれども、町全体で水量調査というのをしていくには、この量水標をあらゆるところといたしますか、ある程度ゲート操作が多く行われている水路に量水標をもう少し多く設置をいたしまして、例えばこの水路は1.8、その上流は2.0、上流から下流にしか流れませんので、下流がこの水位のとき、その上のゲートは何メートルで、例えば1.6で落としてください、その上は幾らで落としてください、そこら辺の連携をとりながら、自然下のほうへ排水をいたしまして、なるだけ下のほうも一遍に水を流されますと、下のほうが冠水をいたしますけれども、そういうことで何度も申しますけれども、上下流の連携をとりながら、量水標を見ながらゲート操作をしていただき、冠水被害から守っていかねばならないと思っておりますのでございます。

以上でございます。

#### ○溝上良夫議員

今、量水標で排水をスムーズにするということでしたけども、実際どういうふうな形で動いたのか、そういうことを7月6日の日にやられたのかどうか、その効果がどれほどあったのか、そこら辺は難しいかもしれませんが、実際そういう指示を出されたのかどうか、住民の方に任せたのか、そこを一つお伺いしたいんですが。

#### ○荒木安雄建設課長

私は、7月6日の大雨時、2時半ぐらいから集中豪雨が始まりましてけれども、私が朝3時半ごろ役場のほうへ出向きまして、私はずっと職員の管理といたしましうか、指示をしていたところとございまして、そのときに55箇所、今言いました量水標のところまで出向いてはおりませんので、明らかではございませんけれども、そこら辺、ゲート操作員さんが量水標を見ながら管理されたかは私のほうも定かではありませんけれども、今後は今申しましたように、量水標を見ながらゲート操作をしていただきますように、今後も指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○溝上良夫議員

今の話だと、量水機をつけました、それだけですよね。つけて、どういうふうに活用するのか、早急に町が主体になるのか、地元が主体になるのか、そこら辺をはっきりさせてもらいたいと思います。

次に、六角川のスムーズな自然排水ができない一つの原因として、皆様方も御存じかと思えます。前者の質問のときに配付された白石排水施設位置図、その右上のほうを見るとわかるとおり、六角川と牛津川、この合流地点の問題ですね。牛津川が六角川とけんかしてるわけですね。こういう問題は、もう昔からあったわけです。それで、今まで小城市と話し合い、また国、県に対して解決方法、要望を出したことがあるのかどうか、そこら辺をお伺いをいたします。

#### ○荒木安雄建設課長

溝上議員の合流地点の流量差の解決策についての御質問でございます。

武雄河川事務所では、六角川と牛津川の合流地点についても、六角川水系として河川整備計画に基づく河川整備を進められています。河川の流れ方は、降水時の雨の降り方などにより変化をいたします。現在の河川整備計画においては、これまで六角川水系で起こったさまざまな洪水を再現し検証して、今後予想される降水量を盛り込んだ整備計画となっております。今後も河川整備計画に基づき、計画的な整備を進められることとなっております。

以上でございます。

#### ○溝上良夫議員

その計画に、先ほど言ったこの問題、六角川と牛津川が邪魔しちゃって自然排水がうまく具合にできてないわけですね。牛津川のほうもそうだと思います。そういうことで、ぜひそういう計画があれば、一つこの件に関して再度要望していくのが筋じゃないかなと思います。何か動かないと動いてくれません。今まで動いてなかったら、何でこれ今までほったらかしにしてたのかなと不思議に思うんですが、そのことについて再度要望をかけるのが本当のことだと思いますけども、いかがでしょうか。

#### ○荒木安雄建設課長

牛津川は、六角川より川幅が狭く、また勾配があるため、合流地点では流速が早く、水位差が生じているのではないかと考えております。この解決策というのがなかなか難しいとは思いますが、例えば牛津川の上流部で水の勢いを抑える方法や、牛津川の川幅を広くする策などあるのかはわかりませんが、今後要望はしていかなければならないと思っていますところでございます。

以上でございます。

#### ○溝上良夫議員

とにかく六角川、問題は自然排水です。それができなければ、各排水機場のポンプの増設しかないわけです。その方法がなかなか難しいのであれば、どちらもだめというのは問題ですけども、どちらか一方のことに對して早い解決策、六角川のスムーズな自然排水ができるようにするのか、ポンプの増設を要望していくのか、どちらかですね。どちらもちろん大事なことですけども、そういうところでぜひ解決の糸口を見つけてもらいたいと思います。

それで最後に、小さなことですが、この項目で、この水害で一つ気にかかったことがございます。

増水によって、ある一部の道路、また路肩に打ち上げられた雑物、今回は田植えの後ということで、麦わらの雑物が多かったんです。この件に関しては、要望したらすぐ対応をしてもらえまして、マイランドの南側の町有地を確保してもらいました。

ただ、もう一つ問題なのは、雑物の中でも発泡スチロールやペットボトル、空き缶、そういうのがどこからとも流れてきて一箇所に集まってるわけです。そういうのを処分するのはどういうふうな形をとっていくのか、大きな災害の場合は計画にもありますように、業者に委託するとか、そういうことをされるでしょうけども、今回の水害で少し気になった雑物の処理、その関係を生活環境課長含めて、関係課長の答弁をお願いいたします。手短をお願いいたします。

### ○門田藤信生活環境課長

ただいまの農業系から出ますアズ、それから雑物等、こういったものの処理の対策ということでのお尋ねかと思えます。

まず、この農業系から出ましたアズにつきましては、災害廃棄物の仮置き場として福富マイランド公園の南側駐車場に仮置きをいたした後、約24立米等の処分を行っているところでございます。

この間、道路等において散乱したアズについても早急に対応しないと、交通障害とかあと水稻、こういったものの生育にも影響があること、それからその他のごみを受け入れをすることになると多量となることが予想されますので、こういったものについても今後処理施設であります佐賀西部クリーンセンターとの事前協議、こういったものも必要になってくるかと思えますので、今回の大雨等による分については、一応アズのみ限定したというふうなことでございます。

今後につきましては、こういった事案等も予想されますので、関係部署あるいは佐賀西部クリーンセンター、こういったところと事前に協議を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

### ○溝上良夫議員

最後になりますけども、災害の問題は町民が平等、快適かつ安全に生活ができるように町全体、町民全体で日ごろ考えなければならぬものと考えます。ましてや、昨今異常気象の話題が頻繁に出てまいります。事前に対策をするべきかと思えますけども、リーダーシップをとる町長、一言だけ意気込みを、早急に解決するという言葉だけでも結構ですので、意見をお願いします。

### ○田島健一町長

今議会におきましても、7月の豪雨についての質問をたくさんいただいたところでございます。ただいま溝上議員からも意気込みをということでございましたので、先ほど来、申し上げておりますように、これは役所が机上だけで問題解決するというの

は厳しいというふうに思います。いずれにしても、早い時期に役場を中心といたしまして、地域の皆さん方の意見を聞きながら対応策を練ってまいりたいというふうに思います。これまで、私の耳の中にも、今回は下さん流してよかったばいというところもありますし、いや流されんやったばいというところもございます。そういったところを一つ一つチェックをしていきたいというふうに思います。一つの地沈水路、例えば31号とか17号とか、やっぱり先ほど議員もおっしゃいますように、水は高いところから低いところにしか流れないわけでございますので、そういったものを皆さんで共有しながら、皆さんがつからなくていいように、誰かだけが被害こうむるということじゃなくて、皆さんで解決策がないのかを検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

### ○溝上良夫議員

それでは、2項目めの町職員の配置と教育についてお伺いいたします。

平成28年度の各部署の職員配置について、1年目の職員の配置が目立ったようにも思われます。この1年目の職員を29年度に1年間で配置がえはもちろんされてないと思います。その配置がえをされた人間、職員が何人いらっしゃるのか、まずそのことについてお伺いをいたします。わからなければいいです。

### ○百武和義副町長

議員のほうから、28年度の職員配置で1年目の職員の配置が目立ったということと、それからその後、何名の職員が配置がえになったのかと、そういった質問かと思えますけども、平成28年度に配置1年目の職員が多かったという要因につきましては、前年度末の退職者数が16名ということで、合併後一番多かった年でございます。それに関連して、どうしても配置1年目の職員が多かったということでございます。

それから、1年目の職員が次の年度で何人動いたかという御質問については、ちょっとはっきりした数は把握しておりませんが、全体的な数で申し上げますと、平成28年度が98名の職員異動をしております。これは職員全体の36.0%、平成29年度が73名、職員全体の26.4%という異動を行ったところでございます。

### ○溝上良夫議員

事務職は、ほかの部署に行っても仕事ができるのが当たり前ですけども、専門的な知識が要る事務もございます。そういうところで、ないと思えますけど、1年でまた異動させるのはどうかなというふうに思った次第でございます。

それでは、もう急ぎますけども、次の専門職の登用と専門教育研修についてお伺いいたします。

その前に、資料をいただいております。私、これを見て、驚きと安心をいたしました。これだけの資格者が当町にもそろっておられるのかというふうに大変安心をしたところでございます。この件について関連してお伺いします。

専門職の登用について、採用について、この件は旧町るとき、私も何度か言ったことがありますけども、旧町では市は専門職の採用が可能、町村はできないという状態

が続いておりました。多分、町村合併の後に専門職の採用ができるようになったからと私は思っておりますけれども、それでもまだまだ私は専門職の登用が足りてないような、そういうふうな気がしてなりません。そういうことで、専門職の登用について、今後どういうふうにご検討されるのか、お伺いをいたします。

### ○百武和義副町長

専門職の登用についての御質問でございます。

本町の職員で、専門職の職種ということで申し上げますと、保健師、保育士、管理栄養士、社会福祉士、土木職、文化財保護主事、自動車運転手、調理員、用務員、司書、こういった職種がございます。それ以外の職種においても、専門知識を有する必要がある場合は、一般職の職員の資質や希望を基本に長期的な配置なり、また職場内研修、また職場外研修、それから派遣研修などの研修制度を充実させて、専門性の高い職員の育成に取り組んでいるところでございます。

ちなみに、今年平成29年4月1日での新規職員の採用は、一般事務が9名でしたけれども、土木職を1名、それから文化財保護主事を1名ということで、毎年ではございませんけれども、専門職の採用も実施をしているところでございます。

そういったことで、近年本当に地方創生とか分権、こういったことで仕事の内容、本当に多様化をしておりますして、これに対応するためには専門職、また専任職、こういった職種を充実していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

### ○溝上良夫議員

専門職のことについて、私が思うには税務関係また福祉関係、年間何件もの法改正があるわけです。そういう部署に非常勤でも税務のプロ、また福祉の専門職を雇用してはどうかと、そういうふうに感じるところでございますけれども、その考えがあるかどうか。また、専門職育成のための研修と教育の実情について、お伺いをいたします。

### ○百武和義副町長

税務部門、それから福祉部門について、専門職員を配置すべきではないかという御質問かと思っておりますけれども、これについて税務職については、特に税理士とかそういった資格を持った職員の配置はしておりませんが、近年では県の滞納整理機構、特にそういったところに派遣をしながら、そして戻ってきてもらって、そのノウハウを生かした徴収事務の充実ということを図っているところでございます。

それから、福祉部門では特にこれまで保健師なり、それから栄養士、こういった専門職については配置をしておりますが、あと介護関係の社会福祉士とか、そういったものの配置はしてございますけれども、先ほど言いましたように、必要となればいろんな専門職員の登用、採用について検討していきたいと思っております。

それから、研修のことですけれども、先ほども申し上げましたように、特に専門的な知識を必要とする部署については、そういった内容の研修をどんどん積み重ねるように

しているところでございます。

以上です。

#### ○溝上良夫議員

専門分野は専門家に任せて、町民に対して細々なサービスをしていくのも大事だと思います。ぜひ、そういう面も考えて、よりよい白石町になるように努力をお願いをして、私の質問を終わります。

#### ○片渕栄二郎議長

これで溝上良夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

14時14分 休憩

14時30分 再開

#### ○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

#### ○中村秀子議員

議長に許可を得ましたので、停電にならないことを願ひまして質問をさせていただきます。

3項目について質問をいたします。

まず、障がい者の支援についてということでございますが、心身にハンディを持った子供たちは特別支援学級や特別支援学校でその個性を理解され、一人一人の能力や状況に合わせて特別な支援を受けながら成長していきます。そして、将来の就業のために職業訓練をして巣立っていきます。

平成29年3月に、嬉野支援学校を卒業した29名の子供たちのうち、4人が一般就労いたしました。A型作業所に2人、B型作業所に9名の生徒たちが巣立っていております。どうか頑張れよと、また周りの人たちがしっかり支えてもらいたいなあと、そういう祈るような気持ちで先生方は送り出したものじゃないかというふうに思っております。

人は心身に障がいがあろうとなかろうと、その能力に応じて就労や人の役に立ちたいと思い、仕事ができることにこの上ない喜びを感じます。自分で働いて、その対価として給料を得る、これは人として自分の価値そのものを認めるところでございます。心身に障がいがある人たちが、その能力に応じて就労できるように支援をすることは大変大切なことと思っております。

しかし、8月23日付の佐賀新聞で報道がございましたが、障がい者就労支援A型事業所が経営の悪化を理由に障がい者を多数解雇したと報道されておりました。突然解雇された方々は、途方に暮れるしかありません。大変残念なことです。白石町の障がい福祉計画では、平成25年度末の第3期ですが、障がいを持つ方々が増加しておりましたが、4期を終えようとしている今の状況について答弁をお願いします。

### ○矢川又弘長寿社会課長

お答えをいたします。

第4期の白石町障がい者福祉計画の計画期間は平成27年から29年度の3年間となっております。平成24年から26年の第3期と比較をしまして、知的障がい者、精神障がい者の推移は知的障がい者253人から268人、5.9%の増、手帳をお持ちの精神障がい者の方107人から138人で28.9%の増、また第3期と第2期の比較をしますと、知的障がい者が245人から253人の3.2%増、手帳をお持ちの精神障がい者の方が85人から107人、25.8%の増と知的障がい者、精神障がい者とも増加傾向で、特に精神の障がいのある方の増加が目立っております。

以上であります。

### ○中村秀子議員

そういった方々の中で、知的障がい及び精神障がいを持つ方々の就労状況はどのようになっているのでしょうか。中には、一度就労したものの、なじめずにやめて、家に引きこもっている方々の状況については、どのように把握されているのでしょうか。資料を要求しておりましたので、出していただいておりますけれども、そのことも踏まえ、近年知的障がいの方々の就労を支援する就労支援事業所が多く開設されるようになりましたが、現在町内の就労支援A型、B型、それぞれの事業所の利用状況、あわせて答弁をお願いします。

### ○矢川又弘長寿社会課長

それでは、1点目の町内の知的障がい者及び精神障がい者の就労状況、ひきこもり状況ということのお尋ねでございますけれども、議員御承知のとおり、個人情報収集するためには、取得する使用目的や個人の同意が必要となります。障がい支援に関する手続では、就労状況に関する情報は必要としませんことから、知的障がい者及び精神障がい者の就労状況の人数把握はできておりません。しかしながら、昨年9月に白石町障がい基本計画策定のために、身体障がい者の方、知的障がい者の方、精神障がい者の方を対象としたアンケート調査を実施しました。知的障がい者の方で、一般就労していると回答された方の割合は20%、精神障がい者の方で21%、知的障がいの方、精神障がいの方、約2割の方が就労されているものと推察いたしております。

なお、アンケート調査を実施し、回収率は54.5%でした。また、お尋ねのひきこもり状況の現状につきましては、特にデリケートな情報でありますことから、家族様から情報提供をいただくことは非常にまれで、正確な人数の把握はできておりません。なお、昨年ひきこもりで相談にお見えになった保護者の方が3名いらっしゃいます。

続きまして、町内の就労継続支援A型、B型それぞれの事業所と現在の利用状況についてお答えをいたします。

資料請求がありましたので、御説明をさせていただきます。

就労系の支援といたしまして、就労移行支援と就労継続支援A型、B型の3タイプに分かれます。就労継続支援A型、B型は、利用できる期間に定めはありませんが、



就労移行支援は2年間という利用期間が定められております。就労移行支援は、一般企業で働くことを希望していて、就職できる可能性がある65歳未満の方が対象となります。就労継続A型は、就労移行支援を利用されましたが、就職までに結びつかなかった方や、特別支援学校を卒業後、就職に結びつけれなかった方が対象で雇成型となります。就労継続支援B型は、年齢の制限はなく、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となられた方、障がい者年金1級を受給されている方や、就労移行支援を利用した結果、B型が適当と判断されなかった方が対象とされ、非雇成型となります。

利用状況につきましては、28年度実績で全体で119人となっております。サービスごとの内訳としまして、就労継続A型21名、就労継続支援B型83名となっております。また、就労移行支援を利用されている方も15名いらっしゃいます。利用される方は、現在も増加傾向にあります。また、町内の就労継続支援事業所についてのお尋ねですが、29年8月末現在、A型の事業所は町内にありません。B型事業所は白石小学校北の佐賀西部コロニー白石作業所、旧新拓保育園跡の蓮花の会ワークセンターがたっこ、牛屋地区にあります幼稚園の南にありますワトワ、錦江団地付近にありますライスアンドオニオンの4事業所となっております。

以上であります。

## ○中村秀子議員

障がいを持つ人が社会と接点を持ちながら生活できるように、その状況に応じて就労できるように支援することが必要だと思っておりますが、障がいを持つ方々は環境になれるまでに非常に時間がかかったり、こだわりが強くて、物づくりが好きな人や人と接することが好きな人や、それから細かな手作業が好きな人や農作業が好きな子や、その特性というのが非常にまちまちでこだわりが強かったりして、何でもできるというわけにはいきません。特性に合わせたり、訓練をしたりすることが必要です。それぞれの事業所は、それぞれの特性があります。農業をやられていたり、物づくりをされてたりということがあるんですけども、利用者側はそういう情報を余り御存じないというようなことも多く見られるようでございます。事業所間で連携を持ちながら、利用者の特性に合わせた仕事をするということができればよいと思うのですが、事業所間のコーディネート、あの子はここではちょっと合わんごだっけんが、こっちの作業、おたくの作業所なら向くかもしれないねだとか、そういうようなコーディネートのできれば、就労支援としては本当に細かな支援ができるのではないかと考えております。また、事業所と利用者とのコーディネートの方策といえましょうか、今個人情報で非常に厳しい状況にあるということですが、ひきこもりの障がい者の方々は本当に家の中で暮らしていらっしゃる方、引きこもっていらっしゃる方、割と多くいらっしゃると思います。そういう方々を何とか人と、この人がここにいるんですよということを近くの地域のコミュニティの人たちが理解し、外に出せるような仕組みをするためのコーディネート、そういうふうなものが相談所というのがそこに開設されておりますけれども、もっともっと手厚く相談に来られるというばかりではなくって、どうしてますかというようなお尋ね、そういうふうなことができないものか

と思っておりますけども、いかがでしょうか。

### ○矢川又弘長寿社会課長

コーディネートの方策ということでございますけども、先ほど議員からもお話をいただきましたけども、白石町では障がい者の相談支援事業としまして、社会福祉法人たちばな会に委託をしまして、障がい者総合支援センターを白石町健康センター内に設置いたしております。この相談支援センターでは、障がい者御本人様やその御家族様が日常の生活から就労支援まで、障がい者の全般の相談について、より専門的な助言、支援を受けることができます。また、24時間365日の対応が可能な体制がとられております。先ほど、事業所間の連携ということをお話しいただきましたけども、役場におきましては、事業所の紹介につきましては、公平性の観点から特定の事業所さんをお勧めすることはできませんので、これまで一覧表による紹介、説明を行ってまいりましたけども、3市4町で構成します杵藤地区自立支援協議会というものがございまして、管内にあります事業所の小冊子をつくりまして、管内事業所間の案内をきめ細かく作成することとなっております。それによりまして、きめ細かな紹介ができ、連携がとれるのかなと思っております。この冊子につきましては、でき上がり次第、事業所間の方に配付を予定いたしております。

それと、先ほど相談を待つのではなくということもお話をいただきましたけども、現在身体、知的相談員の方6名、たちばな会に委託による相談支援職員3名、役場職員6名で障がい者皆様の相談、お手伝いに当たっております。28年度のたちばな会の委託実績としまして、訪問、来所、電話相談を含め、相談件数は1,932件です。この相談には、福祉、医療、就労、納税といった複数の分野にわたることが多うございまして、役場職員も連携して相談に当たっております。相談は、1回短時間で終わるものもございしますが、複数回の相談でも解決に結びつかず、長期の支援となることもあります。複数の分野で専門的な知識を必要としますことから、まずは来庁されての窓口相談、電話での相談をお願いしたいと思います。

以上でございます。

### ○中村秀子議員

ありがとうございました。

B型作業所の作業については、利用者さんに作業工賃という形で、平均すると1万5,000円くらいを目標に作業、仕事といたしまししょうか、そういうのをされるというふうに頑張っておりますけれども、ある作業所では本当に工場の下請の内職みたいな、100個やって10円とか、そんな単価で仕事をされております。箱の組み立てであったりだとか、部品の組み立てであったりだとか、そういう仕事がされておりました。仕事があるだけでもありがたいというふうなことをおっしゃっていただきましたけれども、1万5,000円を1人ずつに稼ぐというのは大変なことだなあというような思いがあります。

白石町では、物品の購入に白石町における障がい者就労支援施設からの調達を推進を図るということで方針が打ち出されておりました。その実績が載せておりました。こ

のことは、ものに限らず、利用者の労働を購入するという解釈も成り立つものだというふうに私は思っておりますが、体を動かすことが好きであったり、清掃がとっても上手な利用者の方もいらっしゃいますので、例えば物品の購入以外にも公共施設の清掃や環境の整備などもB型作業所への委託というようなことも考えていただければ、非常に作業の仕事の幅が広がっていいのではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

### ○矢川又弘長寿社会課長

就労支援の件についてお問い合わせでございますけども、平成25年4月施行の障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進を図ることを目的としました障害者優先調達推進法に基づきまして、白石町でも障がい者就労施設からの物品等の調達推進を図るための方針を定めております。

平成28年度の一般会計からの実績としましては、件数で33件、金額で16万9,911円となっております。調達方針には、職員個人もという点が示されておりますので、佐賀西部コロニーさんの農産物を中心とします対面販売、蓮花の会さんのカタログ販売など物品購入、また昼間の弁当注文や町外就労施設からの販売など、積極的な購入に努めております。

先ほど議員から御提案いただきました公共施設の環境整備や清掃等の役務につきまして、県内でも既に委託を行っている自治体もあり、役場内におきまして、委託、発注できるものがないか調査を行いまして、障がい者の雇用の促進及び福祉的就労の安定、自立の支援に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

### ○中村秀子議員

実際、それが実現するようにお願いいたします。

次の質問に移ります。

高齢者福祉についてですが、9月18日は敬老の日です。4月に文教厚生委員会で歌垣之園に伺ったときに、施設長がここに至っている人はいませんよ、みんな家へ帰りたいのですという言葉は私の胸に刺さりました。現在の高齢者の方は、どん底の戦後の日本を立て直し、苦しい時代を一生懸命働いて今の日本の繁栄の基礎を築いてこられた方々です。私たちは敬意を持って接し、高齢者が安心して生活できる町にすることが本当の豊かな町なのではないかと思っております。しかし、本町の高齢化率は30%を超えておりまして、要介護者もその20%を超えるという状況であります。また、団塊の世代が高齢者の仲間入りをするという時期をそろそろ迎えております。このような状況の中、高齢者が安心して暮らせるまちづくりという観点で、どのように施策を考えておられるでしょうか。答弁をお願いします。

### ○矢川又弘長寿社会課長

お答えいたします。

団塊の世代の皆様が75歳以上となられる2025年問題が叫ばれます中、高齢者の尊厳

の保持と自立生活を支援する上で、今まさに地域包括ケアの構築が市町村に求められております。

平成28年度から始めました介護サービスや事業所などの地域資源の整理、見守り、配食といたしました既存の現状把握で得られた情報を共有するために、町全体を対象としました生活支援サービスに関する機関、団体の18名からなる第1層の協議体を立ち上げております。29年度は、地域包括ケアをさらに前進させるために、7月14日の白石小学校区を皮切りに、小学校区を単位とします校区ごとに支え合いで暮らしやすい地域づくり座談会を開催いたしました。議員の皆様、地域リーダーである駐在員様、民生委員様、ボランティア会員様など8校区で141名の方に参加をいただきまして、校区内ごとにすばらしいところや課題となることにつきまして談義をいただいております。地域の関心を高めていただくために、今後もこうした会議を計画したいと考えております。

必要な人には必要なだけの介護サービスを十分に利用していただきまして、またできない支援ではなくて、できていることの継続や改善可能な部分の支援にこだわりを持ちまして、住みなれた白石で人生の最期まで過ごしていただくため、自立となった後も不安なく在宅で過ごしていただけるよう、これから住民主体の健康サロンを中心に支援体制の整備に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

### ○中村秀子議員

介護保険法の改正で、平成28年度から小規模な通所介護事業所は地域密着型サービスということになって、市町が指定し管理することになりました。現在のその状況についてお願いします。

### ○矢川又弘長寿社会課長

議員から資料請求がっておりますので、資料をごらんください。

町内の老人施設の一覧でございます。現在、入所できます介護施設は1から4です。1の介護老人福祉施設が歌垣之園、桜の園、介護老人保健施設が白い石、清涼荘、介護療養型施設が高島病院、有島病院と4の認知対象型共同生活介護通称グループホームと呼ばれておりますが白い石、うたがきの里、佑紀苑、ほのぼの、いこいの森があります。また、5から7の通所施設の定員は一覧のとおりです。なお、通所事業所に通所者数の問い合わせを行いましたけども、曜日または季節による変動が大変に大きいということで、集計が困難という回答でしたので、定員を記載させていただいております。

介護保険が平成12年4月にスタートしまして、介護保険法第3条に、保険者は原則として市町村及び特別区と規定をされておりますけども、新しい総合事業、認知症施策といたしました市町村独自の責務事業と規定されました場合を除きまして、杵藤地区介護保険事務所が保険者としてのほとんどの権能を有しております。お尋ねの介護保険改正に伴います地域密着型サービスの指定等におきましても、介護保険事務所が所管をいたしております。また、28年4月1日から小規模な通所介護事業所——利用定

員18名以下でございますけれども——につきましては、少人数で生活圏に密着サービスであることを踏まえまして、地域との連携や運営の透明性を確保する観点から、地域密着型サービスに移行されております。平成28年3月31日時点で、既に指定を受けている事業所につきましては、事業所が所在する保険者において地域密着型介護事業所としての指定があったものと自動的にみなされますため、改めて指定申請等の手続を行っていただく必要はありません。

以上であります。

### ○中村秀子議員

7月10日付の佐賀新聞で、低所得、単身の高齢者が行き場がなくって無届け老人ホームに病院やケアマネジャーさんからの紹介で入居していると厚生労働省の調査でわかったと報道しておりました。本町でも、そのような方も多く、というか低所得とか単身とかという意味ですね。そういう方も多く、法改正の前から行っていた託老所に居住して昼間の通所介護サービスを受けるといったケースが多く見られます。かなり低料金の設定にならざるを得ないというようなことですが、そのために経営も厳しくて、介護士等の人材の確保が困難であります。このような場合、指導としてどのようなことをどのようにされておるのでしょうか。

### ○矢川又弘長寿社会課長

お答えをいたします。

介護サービス事業者が利用者に介護サービスを提供された場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用が介護報酬となります。通所介護施設は、入所施設に比べまして、利用される器具、施設設備投資、人員体制等の基準が緩和されており、低額に設定をされております。

介護保険が施行されました平成12年度以降、介護職員の数は年々増加していきました。全国で55万人しかいなかった介護従事者は平成25年にはおよそ3倍の171万人までにふえましたが、今もって人手不足は解消されておらず、平成37年度には38万人が不足すると見込まれております。

一方で、旧3町が合併しました平成17年の白石町の高齢者人口は、平成17年7,419人、平成29年7,680人と261人増加する中、生産年齢人口は平成17年1万6,369人、平成29年1万3,288人と3,081人減少しております。高齢者人口が増加する中で、生産年齢人口の減少する傾向は白石町だけではなくて、深刻化する人手不足の要因として全国全産業的な問題となっております。人手不足は、労働環境を悪化させるだけでなく、事業所の閉鎖などのサービス縮小にもつながりますことから、国も課題として取り上げられて、総合的な人材確保として1、参入の促進、2、労働環境、処遇の改善、3、資質の向上の3つの柱とした施策により、介護人材の確保に努めることとされております。

以上であります。

### ○中村秀子議員

地域密着型通所介護事業所は、民家や借家などを利用して開設されている場合が多いでございます。資料にいただきましたけれども、こういう2、4、6、7つの事業所が町内にはございます。消防法の改正で、スプリンクラーの設置が義務づけられました。その設置状況について、資料を要求しております。そこにスプリンクラーの設置というようなこと、もう既に済んでいるところや設置不要のところも見受けられます。しかしまた、3月末までに設置できない場合は廃業となるというようなことでございます。そうならないための支援や、そうなった場合の支援者の対応について、どうふうになるのか、答弁をお願いします。

### ○矢川又弘長寿社会課長

資料請求がございましたので、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

申しわけございません。資料の訂正をお願いいたします。

表の下から2段目でございます。デイサービス福老の家というところの期間が書いてありますけれども、28年4月1日から平成1となっておりまして、31年3月31日の誤りでございます。申しわけございませんでした。

町内の地域密着型通所介護事業者は、休止を除きまして6事業者で、うち設置済みは2事業者、設置義務不要が2事業者です。日中の通所介護、通所デイサービスでございます、だけを行う地域密着型の事業所はスプリンクラーの設置は不要ですが、日中の通所介護にあわせ、託老所として宿泊サービスを提供されている事業所につきましては、スプリンクラーの設置が義務づけられております。

平成27年4月1日の消防法の改正により、これまで面積要件がありましたけれども、面積要件がなくなりまして、宿泊入所を行う施設に対し、1、スプリンクラーの設置、2、自動火災報知機の設置などが見直されております。この改正は、介護施設に限定されることなく、旅館、ホテル、簡易宿泊所などにも適用されます。なお、既存の施設につきましては、平成30年3月31日までの経過措置が設けられております。

もう一点、お尋ねの未設置となった場合につきましては、消防法違反としまして、2つの行政処分が想定されます。1つ目は、介護保険法に基づきます介護保険者が行います改善勧告、改善命令、指定効力の停止がありますが、改善が見込めない場合には最終的には介護事業者としての指定取り消しがあります。2つ目は、消防法に基づきます消防署からの勧告、命令、使用中止命令が段階的に行われます。利用される方の命を最優先と考えまして、介護事業者に対しまして改善に向け、指導を行ってまいりたいと思います。

以上であります。

### ○中村秀子議員

そうならないために適切な支援や指導をお願いしたいと思います。

今年3月に発行された白石町福祉計画の中で、何かあったときに近所に気になる人がいると回答している人が43.6%いらっしゃいました。そして、公助では個人情報扱いや適切な使用に十分留意しつつ、避難行動要支援者名簿を充実するというような記載もございました。近年は、自然災害が発生しやすい気象状況となっております。

先ほどの地域密着型通所介護事業所に居住している方や災害時に自力で避難できない人たちを支援する体制づくりが必要であると思っておりますが、地域での支援体制をつくるための課題とその対応策について、非常に大きな問題で今まで議論されてきましたので、簡単に御答弁願えればと思います。

### ○矢川又弘長寿社会課長

私につきましては、済みません、介護事業所に限定をさせていただきたいと思えます。

地域密着型通所介護事業所の開設に必要とされる運営に関する33項目の基準があります。その中に、非常災害対策、地域との連携の基準項目がございまして、災害時に消防機関へ速やかに通報する体制の整備や日ごろから消防団や地域住民との連携を図り、災害時に協力していただける体制を整備することが指定への十分条件となっております。指定済みの地域密着型通所介護事業所は、その基準に基づいて運営されているものと理解しております。

しかしながら、介護事業者により、基準に対します充足度に差異があると思われまます。事業者として適切な基準が守られているかを保険者による指定更新の申請1年前に行われます実地指導、6箇月に1回開催されます運営推進協議会において確認をさせていただくこととなっております。安全に安心して介護サービスを利用していただけますよう、改善が必要な場合は適宜指導、助言を、また事業者から相談を受けた場合は関係部署、団体と調整の上、連携を深めてまいりたいと思えます。

以上であります。

### ○中村秀子議員

地域の要支援者というのは、私の地域を考えてみただけでも割と数が多いと思えます。これから支援計画のもとに、先ほどありました名簿の誰が要支援者なのかということの周知と、そういう組織を私が三島にちょっと行ったときに防災訓練とか非常に頻繁になされておまして、そういう名簿もしっかりできておるところを見まして、非常に衝撃を受けたところですので、それに向かって本町も何があっても命は守れるというような体制づくりが必要かと思っておりますので、充実の方よろしくお願いたします。

3番目の質問に入ります。

町内の小・中学校では、特別支援学級がこのところ増設されております。知的障がいほかに自閉症等の情緒学級等で支援を要する子供たちの現在の状況についてお知らせください。

### ○石橋佳樹主任指導主事

特別な支援を要する児童・生徒の増加に伴い、町内小・中学校でも、昨年度から特別支援学級は4学級新設、2学級増設の合計6学級増加しています。こういった支援学級在籍の児童・生徒については、入学時あるいは各年度当初、特別な教育課程を計画して指導をしているところです。

例えば、知的障がいの特別支援学級であれば、当該学年の学習内容だけでなく、下学年の学習内容を扱ったり、自閉症、情緒障がいの特別支援学級であれば、自立活動としてそれぞれの児童・生徒が自立し、社会参加するための資質を養う内容を扱ったりしております。

一番大切だと考えているのは、一人一人のそれぞれ違いますので、子供たちの特性を把握して、その子に応じた個別の指導計画、そして個別の教育支援計画を作成し、日々の一步一步の成長を願いながら、指導に生かすことだと考えます。

このように、児童・生徒の実態に応じた指導を行いますので、特別支援学級で学習する時間もあれば、交流学級で学習する時間もあり、必ずしも特別支援学級で一日中学習するわけではありません。また、交流学級で学習する場合、担任だけではなく、学校教育支援員がサポートに入るときもあります。

こういった子供たちの友人関係については、学校訪問のときなど交流学級の児童・生徒が学習中に手を添えて活動を手伝ったり、あるいは在籍児童・生徒が特別支援学級から交流学級へ行ってきますと友達や担任の先生に笑顔で伝えて、自然に特別支援学級と交流学級を行き来したりしている姿を見ることができています。お互いがおおむね良好な人間関係を築いていると思っております。

以上です。

#### ○中村秀子議員

特別支援学級入級の対象外であるLD、ADHD、アスペルガー等の発達障がいを持つ子供たちが学校に行きますと、このところ多く見られるようになっております。その現状及びその子供たちの指導とか支援については、どのようになされておるでしょうか。簡潔にお願いいたします。

#### ○石橋佳樹主任指導主事

大きく2つありまして、1つは通級による指導ですね。小学校では福富小学校と有明西小学校の2校にことばの教室と学びの教室を設置して、設置校での指導あるいは他校からの受け入れを行っています。また、中学校では白石中学校1校に各学校へ教員が出向く巡回型の学びの教室を設置しています。この通級の指導は、特別支援学級対象の児童・生徒同様、一人一人の特性に応じた指導を週に一、二時間行っています。小学校については、保護者の送迎等が条件としてありますので、設置校の児童数が多い傾向にありますが、他校の受け入れも可能な限り行っているところです。

2つ目は、通常の学級における指導です。通常学級にも支援の必要な児童・生徒は在籍しております。その子供たちについては、それぞれの実態に応じて、これも個別の指導計画を作成し、担任の働きかけ同様、学校教育支援員の方のサポートをいただきながら、協力体制で支援を行っているというところです。

指導方法としては、基本的に活動を見守るということが大事だと思います。必要に応じて、指示や発問の内容が理解できているかを問いかけて確認をしたり、つまづきが見られる場合は、その内容に応じて選択肢を示したり、一部は手助けを行って活動を支援したりと、それぞれの実態に応じて柔軟に対応しているところです。



以上です。

### ○中村秀子議員

支援の必要な子供たちのために、先ほど指導主事がおっしゃった学校学習支援員の方々というのは本当によく頑張っていて、今多様な障がい、それから重度から軽度まで障がいの幅と強さといいたいでしょうか、そういうこともかなり難しいものがございます。

教育は人と私は思っております。そういう子供たち一人一人の特性を理解し、それに何が教育として必要かというときには、やっぱり昔の経験値だけではどうしても対応できない場合がございますので、学習支援員の方々の研修というのが必ず必要かと思いますが、その支援員の先生方の研修についてはどのように実施されておるのでしょうか。

### ○吉岡正博学校教育課長

まず、議員のほうから御請求のありました資料について、ここで説明をさせていただいてよろしいでしょうか。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

それでは、資料、学校教育支援員の状況をごらんいただきたいと思います。

学校教育支援員制度は、平成25年度から開始をしております。それで、資料の1の配置人数と時間ですが、人数は少なくなってきましたが、配置時間数は同じで、予算で年間4万2,200時間となっております。学校教育支援員一人一人の時間については、本人の御都合も含めまして学校が調整しております。年間118時間の方から、年間1,167時間までの従事と相当な差がございます。

続きまして、2の平成29年度年齢構成です。本年度はごらんとおりで、合計49人となっております。

3番の平成29年度基準同一校での経験年数でございます。制度開始が先ほど申し上げましたように、5年経過しておりますので、最高5年という形となっております。

続きまして、4の平成29年度保有免許資格でございます。履歴書によるものでございますが、何らかの免許等がある方が38人で、ごらんとおりになっております。延べ資格数です。その他の欄には、書道や学童保育認定、スポーツリーダー等の各種の資格がございます。

それでは、学校教育支援員の研修内容についてお答えをいたします。

学校教育支援員の研修につきましては、学校長のほうに資料をお渡しいたしまして、各学校での研修をお願いしております。学校教育支援員には、守秘義務はもとより、基本的事項といたしまして、学級担任との綿密な連携を行う、子供の記録をとる、サポートチームの一員として支援をする、また具体的な内容といたしましては、大きくは子供とのかかわり方、発達段階に応じたかかわり方、障がい種別ごとの支援のポイントなどをまとめました文章を渡しまして、この内容で研修を行ってくださいとお願いをいたしております。

研修以外では、運用につきまして、学校支援員の方々も毎週同じ時間、同じところに入れるわけではございませんので、各学校において1週間の初めか前の週において、

こういう配置で、またこういう対応でお願いいたしますという打ち合わせをしていただきまして、学校との意思の疎通を図ってもらっているところでございます。

以上です。

### ○中村秀子議員

学校学習支援員の先生方は非常に優秀でありまして、先生たちよりもすごいと思われる方々もいらっしゃる、非常に頼りになる存在でございます。そしてまた、ここ数年、特別な子供たちの支援は質、量ともに増加しております。それに比べまして、先ほど課長がおっしゃったように、配置時間数というのはほとんど変わらない、あるいは今年度、昨年度よりも若干少なくなっているという数字がこの1の表から見てとれます。教員免許を持っていらっしゃる先生方も見てみますと、41名になるようです。この先生方で学校は支えられている、そういう混乱から避けるためには本当になくってはならない存在と今ではなっていると思います。これは白石町が特に力を入れていただいているので、本当にありがたい支援制度だというふうに思っております。

しかし、支援員の方のほうから見てみると、表1を見てもわかるように、平成29年度は先ほどもありましたけれども、49人の支援員さんで合計配置時間が4万2,200時間、1人当たり861時間です。時間単価が1,000円ですから、年間86万1,224円となります。月額7万円です。平均賃金の715円で1日8時間、20日働けば11万4,400円です。扶養控除の額も来年度から150万円まで引き上げられるというような今の時代に、こういうことで働いていただいております。

一方、現在県内の学校では教員や講師が足りずに、欠員のまま学校内でやりくりをしたり、臨時免許で対応したりというようなことが行われております。町内に教員免許を持った先生方をこういう月7万円で困っている、困っているという言い方はまずいんですけれども、来ていただいているということに対して、非常にもったいないし、心苦しいなあという思いを持ったことは何度もあるところでございます。

学習支援員の仕事にやりがいを持ってやってもらっておりますけれども、このままお願いするということも非常に難しいのではないかと思います。また、そういう処遇について考える必要があるんじゃないかというふうに思います。また、平成25年から始まっておりまして、そう長く続いた制度ではございませんが、今後長期にわたって同じ学校に勤務ということも、やはり個人情報、学校の情報だとか不都合な面もただただ出てくる問題だと思っております。これから、この制度は本当に白石町として堅持してやっていただきたい制度ですので、できれば普通の先生方が6年をめぐりに人事異動があるように、支援員の方々についてもこのような異動のことだとかというふうなことも必要じゃないかと思うんですけれども、現在のこのような状況について、課題と対策についての見解をお願いいたします。

### ○吉岡正博学校教育課長

学校教育支援員の現状と課題でございますが、現在学校教育支援員の時間数を見ていただきますと、4万時間を超えておりますけれども、これに対しましても、学校からの要望に調整をすることができているかという課題がございます。

次に、学校教育支援員の人選の課題がございます。学校教育支援員の業務は、次の7項目でございます。特別支援学級の児童・生徒の対応補助、不登校及び別室登校である児童・生徒への対応補助、障がい等による個別の対応が求められている児童・生徒への対応補助、授業や補充学習など指導補助、学校行事における指導及び準備運営補助、学校事務補助、その他校長が必要と認める校務、指導補助となっております。

現在、49人の学校教育支援員のうち、特別支援学級や障がい児等に対します個別の要求が求められておりました、その児童・生徒の対応補助を目的とする方が43人となっております。賃金の面では、時給1,000円としております。資料のときに御説明いたしましたけれども、年間の従事時間数に相当な差がございますので、年間賃金も約12万円の方から約120万円の方まで差がございます。金額につきましては、近隣市町の同種の職種と比べまして、遜色がないものになってはおります。また、当町の学校教育支援員の人数、時間数は近隣の市町に比べて相当多く厚い配置になっております。当町のこの制度は、平成25年度に開始いたしました、当時はかなり先進的な取り組みとしてスタートしておりますが、5年を経過しましたので、運用面の細かいところの見直しが必要と考えております。

それから、議員のおっしゃいました支援員の定期異動的なお話でございますが、これにつきましては現在まだ5年ということがございましたので、想定しておりません。しかし、学校でそういう要望があるのであれば、校長会で検討をしていきたいと考えます。

以上です。

## ○中村秀子議員

人事というのは、支援員は校長が見つけてくる、採用するというような決まりでございます。いい先生はもうみんなそうですが、自分の学校から離したくないというのはもう本当にわかるんですけど、学校の要望を聞くというのは非常に難しいんじゃないかなというふうに考えております。やっぱり、制度として異動があるというようなことのほうが、異動というのはスムーズに運べるんじゃないかなというふうに思います。

また、賃金の件なんですけれども、先ほどの資料を見てわかるように、女性の先生方も多いし、男性の若い人たちも来ていただいております。女性の30代、40代、50代の前半というのは、家庭の中でも子供さんの教育や育ちにお金がかかる時期でございます。何とかここで足しにというふうなことで、何回もちょっと相談がありますというようなことでやめたいというようなことをお話を伺ったりしたこともありますので、やはり月額は今10万円とかというのはもうほとんど考えられない。夏休みは勤務がありませんので、月的にはあれなんですけれども、なべてすると七、八万円が私もいつも見ておりましたので、本当にありがとうございますと頭を深々と下げてお願いをしていたところです。やっぱり、時間数の増加もこれだけ支援の必要な子供たちがふえてきておりますので、早朝からの勤務をお願いしたり、時間数の増加というのはもうぜひ苦しいところではございましょうが、お願いしたいと思っております。簡単な答弁をお願いします。

### ○吉岡正博学校教育課長

賃金の面でございますが、時間単価にしましては先ほど申し上げましたように、近隣に比べて決して低い金額ではございません。ただ問題は、先ほどおっしゃいましたように、年収を換算すると、生活の糧になるかどうかという点は検討する課題かとは思いますが。

それから、繰り返しになりますけれども、5年経過いたしまして、いろいろその間で御意見もあっております。そこにつきましては、今後運用面等の細かいことは検討していく必要があるかと考えております。

### ○中村秀子議員

答弁、重く受けとめております。今後、学校教育が子供たちの幸せのために1歩も2歩も力をつけていただきますようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

### ○片渕栄二郎議長

これで中村秀子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

来週11日月曜日からは議案審議です。

本日はこれにて散会します。

15時29分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年9月8日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 溝 口 誠

署 名 議 員 大 串 武 次

事 務 局 長 小 柳 八 束